

監獄雜誌



第六卷第九號

目 録

● 論說	● 監獄の醫務に就て	佐川 環	(一頁)
● 監獄改良論			
● 教誨	● 資永生の處説に就て	三池 山人	(八頁)
● 講壇に於ける牧師	神戸教育牧師	海老名 彈正	(十三頁)
● 問答	● 質問・質疑の應答數件		
● 寄書	● 偶感	前後 肉 種 子	(十九頁)
● 第六卷第八號山陰生の質疑に就て	千葉 平 田 生		
● 寄小河岳洋君書	在大阪 洋々 散 士		
● 看守部長の職權務限は豫め規定し得べきか	三池 大 塚 生		
● 囚人の處罰に就て	實 村 生		
● 歐米監獄要録			(二十三頁)
● 在歐小河滋次郎君より小野田警保局長へ宛たる書	記 者 識		
● 雜錄			(三十三頁)
● 刑事被告人滯獄日數に就て敢て當局者の注意を促す			
● 食物其他分析表			
● 在米留岡君に感謝す	印 南 生		
● 雜報			(四十一頁)
● 十教件			

● 教誨叢書第四十四輯目錄

(八月分)

教誨

十本の指

在米 留岡 幸助

樂しき人

釧路 大塚 素

身を捨てこそ浮ぶ瀧もあれ

十勝 牧野 寅次

宗 教

失ひしものを見出すの喜び

戸川 殘花

傳 記

惟喬親王附業平朝臣の節義

教育事業と富 鐵道の種類 釋迦とは種族の名稱 八朔

温故知新

月見 寫真

勸 話

父の心 盲人の希望 啞者の宗教心

東照宮大黒の極意

網の魚 安養尼 盜に衣とられし事 蠅の水浴 止めよ嫉妬

白川樂翁侯 過つとも直に改めよ 獨乙今帝の美德 日常十

則 習慣の勢力 清露

仁義略記 仁義

南海 逸士

渡邊 望岳

● 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

内務省警保局長 小野田元熙君序文

司 法 次 官 清 浦 奎 吾君序文

帝國大學法科大學長 教授 法 學 博 士 穗 積 陳 重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文

内務省土木局長 兼 警 務 官 文 學 士 都 筑 馨 六君序文

靜岡縣知事 小松原英太郎君序文

内務省參事官文學士 久米金彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

監 獄 學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司 法 次 官 清 浦 奎 吾君序文 内務省備獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤 謹吾君序文 内務書記官文學士 久米 金彌 君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎 君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯
字川 盛三郎君序文

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原 英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第六卷第九號

監獄雜誌第六卷第九號

論 說

●監獄の醫務に就て

癩 獄

近來監獄の事業漸く世人の注目する所となり監獄改良すへし監獄改良せざる可からずの聲朝となく野となく頗る喧囂を覺ゆるに至れり是實に斯業の爲め慶すべく又賀す可きとあり然れども其何れの點に於て改良を要するや何れの部分の改良を最も急務とするや改良必要の聲吾人の耳朶を穿つ茲に久しと雖ども何れの點を如何に改良すへきやに至りては未だ之を云ふもの殆んど少れかり豈遺憾かしとせんや

現今我國監獄に於て改良を要するの點を擧ぐれば實に十指を屈するも尙ほ足らざるへしと雖ども今予か最も急務として茲に開陳せんと欲する所のものは監獄衛生醫治の法かり場所の何たるを問はず常に多數人衆の集合雜居する所に於ては元より其境遇に適合したる衛生法ありて存す監獄豈亦其衛生法かくして可からんや監獄に醫務所を置き一切の衛生醫治に當らしむる亦誠に故あるかり然れども其實際に就て之を熟察せば各監獄の多くは其醫務所なるものは全く有名無實にして醫務所設置以前と毫も其實を異にせず依然として舊体を存するもの少からず即ち監獄醫は其府縣立病院醫員をして兼務せしめ而も其多數醫員をして交番受持の如く短きは一二ヶ月長きも一年内外にして順次交代せしむるか然らずんば辛く開業する最下級の平

凡庸醫を以て之に充つるの觀あり而して其醫員は監獄勤務の常に繁劇錯雜にして之を其本務たる病院に義務的の勤務を爲すに比し又凡庸開業醫か自己の得意向きの病家に往診し半封間然と程を賣る利己的の業務に較べ幾層の困難繁忙なるを以て大に之を厭惡し永く斯勤務に服従するを欲せず從て勤務の上に於て大に熱心と勉強を缺き恰も監獄を以て一の厄介物視するの嫌なき能はず豈に専心一意身を監獄醫務に投し勤勉從事するを望むべけんや之れ事實に徴して明かなり既に其熱心と勉強を缺く病囚診察の上に於て安んぞ丁寧親切を視る可けんや況んや又監獄衛生法の如きに至りては豈に克く之を念頭に置く可けんや在監人の多くは社會に於ては最も下層に在りて貧困究乏の境界に生活せるもの固より衛生の何物たるを知るものかく從て營養不良常に健康を害しつゝありしものなり故に病魔の侵襲を受くる最も速にして之れか全治回復を得る實に至難なるを免れず然るに是等難治の病者を驅て不熱心不勉強ある平々凡々の庸醫に一任す安んろ其好の効果を見る可けんや又安んを監獄衛生法の周到完備を望む可けんや若し不幸にして一朝流行病傳染病の侵襲に逢ふも到底之れか防遏の宜しきを得ると能はざるのみならず幾百千の生靈を驅て死地に擠陥するの慘況を呈するに至らんも亦知る可からず豈に寒心せざる可けんや蓋し監獄に於て常に疾病死亡者の多數なるは健康力の割合に低弱なるの事實ある亦故なきにあらざるなり今にして之れか救済の策を講せずんば只に自由刑執行の目的を誤るのみならず終に刑の性質を變して彼の所謂長期の死刑又は健康刑たるに至らしむるの虞かしとせず是予の監獄衛生醫治法の改良を以て今日の最大急務とする所以なり以院醫員をして監獄醫を兼務せしめ下級庸醫に監獄醫務を托するは醫治衛生の法に於て大に弊害あるは以上既に述略せるか如し而して又或監獄に於ては病院をして藥餌を調劑せしむる現今の方法亦其宜しきを得つゝあるか予輩經濟上便宜上其不利不便實に尠少にあらざるを覺ふ今監獄の藥餌を市中開業の藥劑師をして受負はしむる時は病院の藥價より三分の一を低減す可く又監獄醫務所に藥局を置き調劑せば大約其半額を越さざるべし而して其利便に於ては實に今日の比にあらざるあり果して然らば之を醫治衛生上より見るも經濟上便宜上より見るも毫も監獄の爲めに益する所なくして其弊害不利實に甚しと云ふへし既に事實に於て此弊害不利を認む何ぞ絶對的に病院の關係を絶ち適當なる専務の監獄醫を置くと同時に監獄醫の俸給は國庫費より支出する事とし少なくも醫務所長としては適當なる學識經驗あるものを以て之に充てしめ一は以て監獄衛生醫治の周到完備を謀り一は以て經濟上便宜上の欠點を補はざる朝野監獄の改良を絶叫するの今日に於て斯る最も視易き著大の弊害あり經濟の欠點あるにも拘はらず恰も之を放擲觀過して顧みざるか如きは抑も何の意を予輩其意を解するに苦しむ監獄衛生法は常に低度なり病囚醫治は常に困難なるは疑ふ可からざる事實にして從て其改良を計り進歩を講するは今日の必要急務あるは世人の既に認むる所たるにも拘はらず敢て之を爲さざるものは畢竟纏綿たる事情のために拘束せられ斷乎として弊害排除の處置に出つると難きに由るなるへしと雖も其裡面に於て假令如何なる事情の存するあるにもせよ情實的時代は既に遠く經過せり豈事情に拘々するの時ならんや況んや又事体の係る所甚重大なるに於てをや予は切に當路の各位に望む一刀兩斷事情を排斥し(若しあらば)斯の著大の弊害を洗滌排除して監獄の衛生健康を維持するに適當なる監獄醫を雇聘し(適當のものには適當の價を要す)以て監獄衛生醫治法の完備を謀り健康を保持せん

とを彼の緒衣麥食鐵窓の下に呻吟しつゝあるものと雖とも亦皆吾人の同胞にあらずや豈に其生命健康を凡庸醫の手に委して病魔の蹂躪を逞ふせしむるに忍びんや又望む從來病院受負の調劑法即ち不經濟不利益なる方法を固執する所は此際果斷以て絶對に之を禁し監獄醫務所に藥局を置くか然らずんば競争入札法に依り藥劑師をして調劑を受負はしめ以て經劑の一大欠點を整理せんことを敢て望む

●監獄改良論

(承前)

佐川環

○第二方針

監獄改良に二種あり一を根本的改良と云ひ一を枝末的改良と云ふ吾輩が今茲に提出したる監獄改良論は其一なる根本的改良にして枝末的改良にはあらずるをかり何をか根本的改良と云ふ凡を獄務に關する所其大原本底に立入りて遠慮なく改正漸作すること即是れかり譬へは河川の清きを望むもの先づ水源を疏通せずんばあるべからず若し夫れ否らず事末の現象のみを認めて細目を改良するも唯事相に現はるゝ有形的些事の改良に沈滞して所云根本的に及はざるか故に従來の如く年一年獄務を改良し簿冊表欄には整然たる新秩序を描呈し人望にて十九世紀の監獄は應に此の如くなるべきか昔や牢獄を以て現世の地獄と呼成すも今や然らず現世の淨土又は天國に進化せしにはあらずるまでにて想像せしむるに至る局外者にして斯く想像する真に其所なり吾輩斯道に居り亦斯感なきこと能はず局の内外を問はず既に此感あり事實豈全く虛妄からんや然るに吾輩を以て事務の實際を精察するに往々名實相反し利弊相償はず新舊相混交して立法精神

も亦果して然るや否と顧念せざるを得ざるものあり凡そ立法編纂の精神に於ては完美にして至善なりと雖法令已に成形して一旦實務者の手裏に移るときは忽ち價直を墜し甚しきは兒戯に均しく吾輩をして大に満足を欠かしむるもの鮮少なるにあらず是れ立法編纂の善美なる如くして實には否らざるか若しくは立法編纂は實に善美なるも實務家にして未だ善巧的に施行すること能はざるか容易に判断すべからずと雖立法者か工夫幾番如何に眞善眞美の法令を形成し實務家をして實の如く施行せしめんとするも先づ其人を得るに非らざれば望むべからず正宗の利劍も小兒之を弄せば管其刃用をささるのみならず却て自他を傷ふに至ること多きか如く政務を演ずるも亦是れと一般にして主命若くは腦漿を傾けて成立したる金科玉條も一たひ凡俗の手裏に墮するときには是非顛倒緩急其所を誤り法令の精神は博愛的に出るも實際には復讐となり乃至自由刑は化して体刑となるや如き實際の施行と立法の精神とは甚だ齟齬するの跡なきに非らず而して實務家の心に於て固より一點の邪曲あるに非らず所云各自上官の命令を奉し斯道の爲めには殆んど身命をも惜まず日夜熱中傾射以て職務に精勵するの狀は誠に感佩に堪へざる所なり

然れども若し遇囚上前來の齟齬實に行はるゝとせば實際氣毒なる者は在監人なり吾輩が斯く論進するに對して人或は云ふからん其身聖明至徳の御代に生れ國の法典を蔑し同類の自由權利を犯し社會的讐敵たる彼れ犯罪人を憐むこと如此とせば社會の良民にして奔走に衣服する能はず飢餓立ろに至らんとする者を奈せんとするやと吾輩之に對して云はんとす來難の趣旨誠に然り豈に敢て異意あるへけんや然れども罪人を視ること斯の如くんば監獄を観るも亦同じく然るならん若し其論は純正なるも未だ共に十九世紀に處する監

獄改良を語るへからず何そ況んや未來に屬する理想をや是に於て吾輩私家の管見を秘せず進て之を公にせんとす

前來論する如く善美なる法令も實務家の手に渡れば兒戯と均しく博愛は腹讐となり自由刑は体刑と化する等の事狀ある本來立法の善美なる否と實務者の能と不能とは暫く措て論するを須ひさるも監獄改良の目的の如く抄らざる所以の者は此に原因あり其原因を尋て進歩の故障を除くは吾輩改良論者か務て究磨すへき一問題なるにあらすや

吾輩は茲に心齊して現時司獄官の頭腦を精察するに最も除却し難き舊想ありて然かも其種子の根底は甚た淺きにあらす故に利刃を把て屢斬伐を加ふるも未だ根底に及ばざるが故に一旦斬伐せられたる老幹も日月を經るに隨て復び頑境に萌芽せんとす更らに形容せば考朽せる炊婦が錦を粧ひ銀を載き以て新娘の風情に擬せんとするものゝ如し文明の記號を掲げて儼然其職に當る事務の實際に於て自ら謂く獨逸は獨逸をり米國は米國なり泰西の法豈に容易に擬すへけんや日本は自ら日本の風習あり何ぞ敢て彼に倣はれやと間接には積來の慣習自然に行はれんとす故に博愛の復讐となり自由刑は体となるも自ら謂く監獄は本來應さに此の如くなるへし刑署執行の嚴乎たる又應さに然るへしとて却て文明國の佳風を喜はず感化懲戒相比して七分三の割にも至らざるへし事の此に及ふ所以を案するに罪人は可惡のなり社會の讐敵なり良民の正義車既司法官と行政官と力を合せて根本的に討盡せざるへからすと云ふ舊觀念は頭腦に沈滞して去らす却て自ら是となすに因るならん

犯罪其物の既に發生して後は現に良民の爲害者にして驅除の方決して怠るへきにあらすと雖果して之を生せしめたるものは誰れの責をや汝若し自ら其責めに任せすと云はく汝は汝か同胞兄弟と共に連帶責任者なるにあらすや若し否らすと云は小社會たる汝が肉體の病は總て汝が自發に原因するとなし外界は毫も關せざるか風雨雪霜寒熱冷温の劇變衣服飲食の不給は身體の病因なるにあらすや故に病者を可惡的となすの非なるは因より論するを待たず醫學を興し病院を建設し藥劑を調製する等會社的と政府的とを問はず實に人類生存に關する必要條條なるにあらすや若し病者可惡的なりと妄斷せば何ぞ血税を供し經濟を傾けて生命の保全と病種の驅除とに然かく汲々たるへけんや既に病者となる特に愛すべきのみ何となれば病は即病にして病は即生命に非らざればなり然るを若し病は生命なりとの見解をてて眞理ならしめは何ぞ病者可殺の論未だ國手の口に出てざるや

犯罪の社會に發生する亦然り故に可惡的に非らすして還て可憐なり何をか可惡的に非らすして可憐なりと云ふや曰く犯罪の發生即意思の犯罪と決意の犯罪と行爲の犯罪とは其主因多くは外界に屬すればなり何をか犯罪の主因は外界に屬すと云ふや曰く事狀多端にして詳悉し難きを以て試に其要旨を摘寫せんとす抑人類は生活的物體にして實には自活的に非らすして他活的なり何をか自活的に非らすして他活的なりと云ふや曰く生活の事狀に於ける肉體と精神と勞食と坐食と正義と非道と高等なると下流なると間接あると直接あるとを問はず總て他活的ならざるはなし若し人類をして強て他の動物と同じく自活的たらしめん人類は死せんのみ故に人類の生存に於ける一定なる必要條件ありて片時も欠くへからず若し之を欠かは即

ち死するに至る茲に於て乎死して犯罪を免れんか又は犯罪をなして死を免んか犯罪は之を必ず易く死するは甚難し恰も此際に處し寧ろ死するも暫て罪を犯さすとの決心ある者滔々たる天下果して幾人かある道徳破壊の今日之を社會に求むるも寥々たること晨星の如くならんのみ

然らば則ち外界の原因とは果して如何吾輩以國博士ロンプロツ氏の三種原因に擬し吾日本に於ける三種原因を掲げて何れの部分に傾向多きかを論究し以て責任の所在未だ明ならざるか故に事久しく擧らず故に責任の所在既に足らば監獄改良の脚步駈々乎として運ばんのみ是れ吾輩が冗長の嫌を忍び秩序を逐て論述する所以なり

(未完)

教 誨

●賓水生の處説に就て

三 池 山 人

本誌第六卷第七號に賓水生ある人教誨師採用法に付て題し教誨の方法より教誨師採用法に減き論せられたり其要旨たるや教誨は惡漢の徒をして感化歸善せしむる最大必要のものにして此重任を負ふ教誨師を採用するに一定の規定なし故に試験法を設げんと云ふにありて現在の教誨師は僧侶或は漢學者(時事に

無頓着なる仙人的)等を以て之に充て同法各自の精神進歩して十年以前と異なるものに向ひ佛教若くは大學論語の道德説を爲すも其効を見ず故に採用試験法を設け現時の法律は勿論道德學及經濟學其他時勢の世論俗才に通したる者を採用せんとするにあり

余等も今日の教誨師を以て悉く其人を得たりと云ふものにあらず又其教誨の方法に就ても目下の實況を以て満足するものにあらず然れども教誨師を試験に依て採用せんとするが如き又經濟學に達し世論俗才に通したるものを選びんと云ふに至ては全然論者と反對の意見を有するものなり

夫れ人を誘導感化するの難事たるや論を俟ず此難事に身を悉ね職責を全ふせんとする教誨師は決して博學を以て能事足れりと爲す可らず世才に長しるを以て資格を具備せりと云可らず必ずや欽慕以て推戴せらるるも徳望なかる可らず教誨師にして此徳望あらんか多辯を要せず其言々句々彼等は肺腑に銘して終始忘失せず其忘失せざる處則ち遷善感化の端緒たらざるはなし之に反し如何に學力あり世才ありと雖も身に徳望なくんは其言々處論す處一も腦裏に印せず恰も馬耳東風に異ならざる可し況んや彼の頑硬なる囚徒に對し普通一遍の經濟談を以て感化の効を奏し得べけんや殊に普通の道理を説て從來を責め將來を誡めるは教誨師の職責のみに歸す可らずして典獄たり看守長たる司獄官吏の宜しく注意實行さる可き任務なり其典獄の始り司獄官吏の訓誨賞罰をして光輝あらしめ實効を奏せしむるか則ち教誨師の職務の大かる所なり故に教誨師を撰ぶには必ずしも通學なるを要せず世才あるを要せず唯彼等に欽慕推戴せらるるも徳望ありて言々句々彼等を悦服せしむるに足るの資目を要するのみ

若し論者の云ふ如く試験法に據り經濟學に達し時勢

に通しる者を採用せんとすれば如何ある科目を以て試験せんか經濟學は姑らく措き論者の云ふ時勢の世論俗才に通したる者は試験するに如何ある方法を以てするか之れ云ふ可くして行ふ可らざるものかり

今假りに一步を譲り相當の良法ありとするも斯の如くして教誨師を採用せんや勢ひ今日の三百代言は明日人を陶冶するの教誨師となり今日人を誘導せし教誨師は明日モグリ代言に變するの奇觀あらん夫れ時勢的潮流に浮沈し曉舌を以て衣食すの徒にして道徳を重し人を感化するに足るもの天下果して幾人ある況んや頑硬なる囚徒を誘導感化する伎倆あるものに於てをや

果して然らば教誨の實効を歛めんには僧侶たると普通人たるを問はず彼囚徒をして推戴欽慕せしむるに足る徳望家を選んで教誨を囑托するにあるのみ然れども余輩は普通人にして此徳望家を得るの難事たるを以て故に僧侶の徳望家を頼み其教誨は純然たる宗教主義を以て是れりて信するものなり論者の云ふ試験法の如きは構型的事務を取扱ふ者を採用する方法にして頑硬蠢愚の囚徒を感化遷善せしむる教誨師則ち彼等の推戴欽慕する徳望家を採用する方法に

あらずと斷言するは躊躇せざるなり依て聊か卑見を述へて論者の一考を煩はすこと爾り

●講壇に於ける牧師

神戸教會牧師 海老名君 正

前號に書齋に於ける牧師てう基督教新聞の一文を掲載す、本篇は彼れに次くもの、雄辯健活を以て名、辯舌者界に錚々たる海老名君の手に成る、請ふて本欄に投し同好の士に煩つ、

北海 天福堂 主人

牧師の講壇に登るや其職最も重く其任最も大なり篤く信し明に識り精しく行ふ所なくして可ならんや講壇は神聖なり上に神明の照覽するあり下に敬虔なる兄弟姉妹の禮拜するあり講壇に立つ者戰慄せざらんとするも得んや然れども牧師をして其信する所篤く其識る所明に其行ふ所精しく又其説く所神意に本くとを意識せしめんや威儀赫々雲上より莊臨する天使なり盛大の氣とは蓋し之を謂ふべし夫れ講壇は人先づ之を設けて然りして後牧師之に登るべきにあらず牧師をして字内の真理を認識し手の舞ひ足の蹈むを知らざるに至らしめんか講壇ならんと欲するを得

牧師専修の本領は宗教の奥義にありと雖ども亦須らく之を以て人事万般の精神たらしむべし昔時神前に献する者は其所有の最良なる物を携へたり牧師の講壇に登るや其修養する所の最良なるものを献せざるべからず又公衆の聖なる情感たるや千狀万態にして勝て敷ふべからず又其供物をして千差万別ならしめば満堂爲に伶人等の合奏よりも神聖なるものあるべし是れ我所謂眞の禮拜にあらずして何ぞや是に由て之を觀れば講壇に於る牧師の成功は平素の修養にありて實に書齋に於る、密室に於る、實驗に於る、社交に於る、又家庭に於る、牧師の反響なり書齋も樂屋なり密室も樂屋なり家庭も社交も樂屋なり然して講壇は重大なる舞臺なり後者を善くせんと欲せば須らく前者を移めざるべからず牧師の講壇に登るや其職重く其任大なること如此今猶細に其心得として學ぶべきものを學べば概ね左の如くなるべし

(一) 牧師は斷じて古へのラビを學ぶべからずピラは唯古人の言説を誦して其意義を解釋するに止る基督日學者とバリサイの人はモーセの位に坐す故に凡て彼等が吾曹に言ふ處を守りて行ふべし然れども彼等

んや木や石や土や累ねて以て講壇を築くに足る何ぞ古人の祭壇を設けしに異ならんや講壇は實に神を公衆に紹介し又公衆を神に紹介する所の祭壇なり牧師の講壇に昇るや恰も祭司の祭壇に立つが如し公衆をして或は其罪惡を悔ひ或は天父の恩愛を謝し或は神人和親の佳境に達し或は献身し或は謙遜し或は奮興するに至らしむ蓋し今の所謂講壇は古の所謂祭壇なり祭壇に種々あり燔祭あり素祭あり罪祭あり酬恩祭あり愆祭あり火祭あり任職祭あり搖祭あり灌祭あり勝て敷ふべからず然かして其献する所のものは牡牛あり牝牛あり牡羊あり犢あり羔あり尸鳩あり雞鵠あり麥粉あり乳香あり油あり酒あり勝て敷ふべからず凡そ人間に必要な物は之を神前に供せざるなし牧師の講壇に登るや其携へ來るもの亦如是なるべし宗教其自身の本領はいふも更なり倫理や法律や哲學や政治や經濟や美術や家庭や國家や凡そ人間に必要なものは之を講壇に携へ來るべきなり牧師一人にして盡く之を携へ來る能はずんば満堂の公衆をして各其有する所のものを献せしめよ商業や文學や技術や法律や政治や軍略や音楽や裁縫や料理や其他有する所のものは盡く之を神前に於て聖ならしむるにあり

が行ふ所を爲すこと勿れそは彼等は言ふのみにして行はざればなり又彼等は重く且負ひがたき荷を括りて人の肩に負はせ己は一の指を以て之を動すことを好まずと其無責任あること實に驚くに堪へたり彼超自然的宗教を説きて自然的生活を爲す者の如きは自家撞着の所爲にして君子の恥る所なり人には神に依頼すべきことを教へて自ら財寶に依頼し人には超自然的の神の冥助を説き聞せて自ら衣食住に最も注意する如きは言行不一致の甚しきものなり又歐米には之より更に甚しきものあり往々先輩の説教を誦誦して説教し巧に抑揚頓挫し音調高低の術にのみ練習を凝すものあり是の如き講壇の牧師は一種の藝人のみ何ぞ俳優と異なる所あらんや米國に某俳優あり深くキリストに擬せんことを學べり彼れ公衆の目前に出で主の祈禱文を誦すれば満場爲に缺を絞るとかや其技術の神妙なるや敢て間然する所なし然れども是れ豈に牧師の學ぶべき所ならんや俳優となりて數千の悔改者をを得んよりは寧ろ君子にして一人の悔改者をを得るを學べし牧師豈に俳優を學びて可ならんや基督に擬するすら猶賤むべし況んや基督の言のみを誦する者に於てをや基督の言を誦誦するすら猶賤むべ

くんば況して常人の言説を記して之を演ずるに至りては供に語るの人にあらず是れ決して他人の言説を學ぶべからずといふにあらず他人の言説なりと雖も我れ能く之を了得し自己の血氣となし自己の生命となし天父に對し公衆に對し躬自ら全く其責任を負ふて論ずるときは最早他人の言説にあらざりて實に自己の中心より湧き出るものと何を擇ばん講壇に立て之を公言するに至ると豈に猶豫するを要せんや如是んば則ち最早學者の如くからずして正しく權威を有する者の弟子たるを得べし要するに自ら責任を負ふて真理の證人となるにあるのみ

(二) 牧師講壇に登れば宜しく基督と豫言者などに效ふべし講壇に立つ者豈に聖書の辭句を題にするの必要あらんや是れ強ちに聖書より更に其題を取るべからずといふに非ず況んや聖書を讀むこととや基督と雖も講壇に登りて聖書を朗讀せしことあり是れ蓋し當時の風習ならん然りと雖も其山上に於て説教するや能く聖書の辭句を引き來りて演題を取りたるを聞きず其船上にありて演説するや亦た曾て聖書を朗讀せず又其家に入りて教訓するや事物に觸れて教へたるのみ其登壇して學者の如く聖書の辭句を分析せしこと

は未だ曾て夢にも聞かざる所なり説教と云へば必ず聖書より題を取るべきが如く思ふは是れ惟猶太學者の習俗のみ基督と祭の爲めに優待法はあり、此金冠の爲めに優待法はあり。

聞く者は金錢を有せざる可からず、金錢を疎んずるものは初めより世の中と戦ふつもりなき目任の仙人あり。故に最も世の中に觸れざるべからざる我教徒得道師も、初めより清貧是れ尊しとなし、一め二もなく金錢を無益視する事ある可からざるあり。然れ共彼等は須く、質素生活をも辭せざる覺悟なかる可からざる事を記臆せよ、 彼等は金錢を輕せざるが故に金錢の奴隷となるに非ざる事を記臆せよ、而して彼等はつかり質素なる生活の中にありて尙能く高六なる思想家となるにあり。一方に於ては世の中の人(俗世間俗人間と云はず)、言を換へて言へば亦た基督を知らざる同胞に對して基督を説くんとするに於て、飽くまで世の中と融化せざる可からざると同時に、一方にあつては逃絶高蹈、尙も泥中にあつて濁に染まざる紅蓮の如き心臓の、常に鮮しき血を以て充たされてあらん事を期せざる可からず。此處中々傳道師牧師の六ヶ敷處にして、基督が

ナマリヤの娼婦と手を握りて道を傳へ、漁夫を招き 稅吏と近け玉ひし眞趣味の動く處なり。

斯の如くして彼等は始めより献身的に備へられたるものなり、境遇によりて傳道師牧師となるにあらずして、己れ自身内部の生命の動ひで、始めて身を捧げて傳道界に投ずるなり。彼等が聖書を讀むも然り、基督を知らんと欲するも然り、傳道者たるが故に無據然くするにあらずして、内部に既に基督と聖書の烈火を積むが故に傳道者となるなり。枝葉素より備はるあり是を誤るものは誤るものも非なるなり彼等は傳道を以て己の天職と信するが故に職業の中何者よりも先づ傳道師を受す。金錢よりも名譽よりも位置よりも衣食住よりも尙は勝りて是を受す蓋し神の榮光を輝かさんば、最も幸福なる職業なりとは彼等が始めよりの信仰ありしが故あり。

故に牧師傳道師たらんと志望して立つ青年は、青年の中最も尊む可き青年なり。蓋し彼等は最も高尚奥遠なる理想に生活して、而して其消息を最も卑き者までに傳ふればなり。是の輩に向て優待し、是の輩に向つて殊遇す。素より其當を得たるものより人を敬虔からしめんと欲して己れ自ら取らざる者を教ゆ

る者かり妄誕不替人を過るの端實に此に存す我を欺き人を欺く何ぞ之より甚しきものあらんや君子の爲し能はざる所なり君子にして焉んぞ坊主の妄誕、音調、手術を學ぶことを得んや故に牧師の講壇に昇るや其自ら篤く信し明に識り深く驗する所を説くのみ俗情に迂なるや否人心を躓かするや否其願るに違わらざる所なり古への樂人神明に對して瑟を彈せりとかや講壇に立つ者亦宜しく此の如くあるべし(未完)

問 答

● 質問

在千葉 廢 眼 主 人

- (一) 囚徒逃走罪の已遂は何れの時なる乎
- (二) 逮捕官吏令狀を携帯せずして暴行を用ひ犯人を逮捕せんとする時は其者に於て正當防衛權を行ふことを得る乎
- (三) 未決の囚徒入監中逃走したる者は原犯の罪を判決する時に於て數罪俱發例によりて處分せらるるも若し原犯無罪たる場合には逃走罪のみを罰する乎又は無罪なる乎
- (四) 檢事は公訴の當事者なる乎

(五) 抗告裁判所に於て抗告の取調中附帯犯に付き未
た豫審を受けざるものある事又は共犯の起訴を
受けざるものあることを發見せば如何なる手續
をなすへき乎

(六) 特別監視に附せられたるもの之に違背せし時は
刑法の責任如何

●質疑

在大阪 洋々 散士

明治廿七年一月勅令第四號を以て發布せられたる看
守設置程度は本年の如き軍夫渡航の爲め著しく囚徒
の減員せし監獄に於ては其實施の結果敢て不便不利
のと無き故其實際の結果を詳論せられんとを冀望す

●質問

在中國 東 海 生

(一) 甲縣監獄の看守偶々乙縣監獄に事務視察として
出張を命せられ該構内視察中在房中の囚人の利器を
包藏せるを認めたり右に就ては利器を取押へ事實を
取調ふると出來得るや

(二) 茲に人あり某縣監獄に職を(看守)奉せり然れど
も一朝故ありて職を辭し郷里に歸り又た監獄に職を
奉せり然る處某縣より(曩に職を奉せる地)發行

之れと對峙し其効力を争ふべきものにあらざるや明
けし抑も本人が脱監逃走の日は業已に特赦の裁可せ
られたる後にし在れば所謂無罪純白の者と之を見る
は敢て難事にあらざるが故に脱監するも又は越獄逃
走するも固より罪の組成する云はれあるかし果して
然らば適之に科したる刑は無効に歸し直に消滅する
は之れ固より自然の結果にして敢て怪むに足らざる
なり豈に適合かる法律規則なしと云ふを得んや又事
理に於て眞に然かざるべきを認む繪言は汗の如し苟
も正式に依りて發表せられたる 勅旨即ち特赦は如
何なる場合に論なく他の障害を受け爲めに消滅し去
らるゝが如き微弱にして且つ輕々たるものならんや
況んや本件の如き罪犯をば之を名けて無効犯と云ふ
を得べきをや

之を要するに特赦の効果は本人に通告の時を俟つて
始めて生ずるものに非ずして其勅裁の當日より生ず
るものと孤立居士の餘蘊なき定論に全然同意を表す
るの外あかるべきを信す事杜撰にして意盡さず而か
も一讀下の價値なし然れども詩かざれば生へすと又
問はざれば未代云々の語に勵まされて眞に研究の爲
め爰に一言尙大方諸君の高見を仰く

せる新聞紙を閲讀するに某監獄に於て目下服役中な
る囚人某窃に看守者の隙を窺ひ逃亡せり云々とあり
偶々市中を散步せしに不圖該囚人の徘徊せるを認め
たり該看守に於ては即時に之を捕縛し得るの權ある
や否や大方諸君の御説明煩はし度候

●第六卷六號孤立居士質義に答ふ
る溪洲先生の高論に就き一言す

肥前 碌々 生

赤聞不見の事を知るは蓋し全能者外なるべし故に
特赦裁可狀にして未だ當該監署に到達せざる間は純
然たる囚人たり其囚人にして獄則を犯さんか典獄は
宜しく之を懲治せずして可ならんや又脱監逃走せん
か典獄は直ちに之が告發其他の手續を爲さざるを得
ざるべし何となれば特赦の一事は即ち未來に屬する
を以て遇囚上毫も彼此の別異を生ずることなし否な
之が別異を生せしめんと欲するも豈に得べけんや夫
れ然り豈に其然らんや然るに當該脱監囚逃走罪の爲
め若干の禁錮に處せられ已に該刑執行中特赦狀到達
したるときは果して如何と云ふに勿論其裁判の光輝
効力を失ふこと恰も積雪の旭日に於けるが如く到底

●監獄則第廿五條の疑問に就て

同 上

第六卷第六號に於て和山生は監獄則第二十五條に就
き疑問を設け甲乙二説を掲げ反覆陳辨せられたりき
畢竟予輩後進者の擊柝たらずんば非ず豈に警醒せず
して可らんや成程理論としては甲説の如く又實際論
としては乙説の如く然り結局双手を挙げ甲乙兩説に
賛成を表するの止むを得ざるに至るべし去ば如何に
して之を研究せんか予輩後進者の大に苦む所の難問
題たるが如し併し乍ら敵の強大を見て直に尻尾し徒
らに門前を蹴過し去るは予輩研究者の屑とせざる所
否な忍ぶ能はざる所なり乞ふ少しく愚陳する所あら
んとす蓋し領置貨物は勤勉貯蓄而かも濫用せしめさ
るは本條の精神なるが如し故に假令ひ事實に於て正
當費用に充つべき者と雖も本人の請ひに任せ必ず
之を許可せざるを得ざるの義務あかるべし典獄は請
ふ者あれば先つ個人的探糾乃ち本人の身分境遇及事
情等事明細に之を取糾し苟も治獄の目的規則の精神
に背戾支障なき限り之を許可するは素より其權能た
るべし故に其取糾しに依りて或は許され或は許され
ざる等の事必ず生ずべしと雖も畢竟之れ各囚に於

ける身分境遇如何の結果而已本條は宜しく之を積極的に解するを要す何と云へば乃ち乙説の如く放免後専ら自營の資に供せんとの最大目的なればなり夫れ然り然らば乃ち父母妻子を扶助する爲めに正々たる費用に充んと乞ふ者あるも苟も此目的に齟齬する以上は其重き公益の爲め之を許可せざる可き勿論之れあるべし果して然らば本條は甲説の如く正當の費用に充んと乞ふ者あるときは皆悉く之を許可せざるを得ざるもの如く之を解するは果して如何語少しく不穩を欠くと雖ども聊か極端にあらざるなきや之を要するに本條典獄其事情を取亂し云々の字句に専ら留意し熟讀玩味せば其純粹純理を發見する敢て難事にあらざるか如し夫れ法は人を待つて始めて用を爲すものにして苟も人を得ずして事を擧んとするは尙木に縁りて魚を求むるの類のみ豈に恐れざるべんや此故に苟も操縦者にして活眼達識の人ならんには本條をして尤も完美に尤も豊かに之を活用し乙説の所謂如何に消滅するも典獄は毫も顧慮せずと云ふが如き懸念更になかるべきを信す卑見如此願くは微力を憐み一笑の下に埋没せず尙高見を吝む勿れ

へきものあらざるなり聊か卑見を陳述し問者の参考に資す

●山陰生の質義1答ふ

在信濃 溪

洲

問題の要主は囚人護送手續に護送は日出より日没迄とあるを以て日没後護送し來るものは監獄に於て受取方拒斥し得るや否にあり既に日没後護送を禁したる上は日没後護送することなかるべし即ち囚人護送手續より見るときは日没後且つ深更に至り監獄へ囚人を引致し來る場合あるを認めず乍然萬一護送途中或る事故の爲め意外の時を要し止むなく日没後に至る場合なきを保せず斯る例外的場合は受取り拘禁するを可とす尙一步を進め日没後殊更に護送したりとせんか是は護送官吏の犯則なり護送官吏犯則ありとて入監を拒斥するの理由とならず本來囚人護送手續は其第一條に示す如く甲廳より乙廳又は集治監等何れも十里以上に渉る遠方へ護送する場合の爲め規定したるものにして即ち數日護送に要する場合に當り日出前日没後護送するに於ては其逃走等の危険云ふへうらす故に日出前日没後は其護送を禁したるもの

●第六卷第八號山陰生の質疑1答

ふ

在濱 天 外 生

余は未だ本問の如き實例を見ずと雖ども斯る場合の生したるときは監獄は斷然之を拒絶し敢て支障なうるへしと思料す即ち護送手續は時間を制限して日出より日没迄を限りとすと明示するにあらすや之れ日出前及日没後は其護送途中に於て若くは到着官署に於て種々不都合を發生するに依り之を未發に防護するが爲め規定せられたる者に依り之を此明文あり且つ警察署に於て被告人等を拘禁し得べき留置場の在るあれば深夜又何を言ひ強て監獄に拘禁せざるへからざる乎若しも本問の如く多少の原囚ありて日没後に及ひしときは適宜警察署の留置場に拘禁し次日之を監獄に引渡し護送官吏は其次第を發給官署に復命するも敢て又遅くらざるのみならず實に之れ護送の本則たり故に余は斷言す之れ拒絶すへきものなりと

然れども前豫め裁判所又は警察部と協議し多少時間に斟酌を加へ彼此官署の執務上不都合の生ぜざる即ち護送手續の神髓を失せざる限りは之に據るも強ち昔法と謂ふへきにあらざれども這は正則として見る

なるべし即ち護送上の必要にして監獄に於て囚人收受又は發送の必要にあらざること明なり反言せば囚人護送手續の爲め監獄は囚人拘禁又發送に關し何等の影響も受けざるなり若一監獄に於て囚人の出入の時限を限定する必要あれば宜しく監獄則を以て定むべきものなり然るに監獄則に之れを制限なし是即ち拘禁を拒斥すへうらざるものと論斷する所以あり

附言問題中に各警察分署又は區裁判所々在地より監獄へ向け護送する時とあるも十里以上にして囚人護送手續により警察遞傳護送の場合と解す

●山陰生の質疑2答ふ

實 村 生

山陰生質疑の要旨は各警察分署又は區裁判所々在地より監獄に向ひ護送し來りたるときは晝夜に拘はらず監獄は受領せざる可らざる乎若し夜中に係る時は之れを拒斥し得べきや否やと云ふにあり由是觀之げ單獨に刑事被告人を指したるものにして裁判確定の徒刑囚を集治監に送るか又は現在監人を裁判所等に護送することは該問題は無關係の姿なれども這は孰れも護送の手續に依らざる可らざるもの如し然れ

ども吾人劣等の凡族は其意を解し難しと雖今監獄則第六條を通曉せば當らずと雖遠からざるの感なき能す監獄則第六條により新に入監するものあるときは典獄先づ宣告書を査閲し之れを領し其領收證を引致し來りたる者に交付したる后ち入監せしむ可し其文書を無して引致したるものは入監せしむることを得ず云々と之れを視れば只漠々として日出前日没後は入監せしむ可らずとの明文あるなれ然れども護送手續に日出前日没後とありて監獄則には斯る細則なきは果して如何なる點に基因すべきや否やは容易に之を斷すること能すと雖請ふ鄙見を以て爰に白せん

抑も護送なる者は戒護事務中の最大危険なるものにして晝間と雖之れが當務者は専心以て周到の注意せざる可らざるは勿論況んや夜間に於てかや彼の護送手續中に日出前日没後と規定したるは其之れが危険を思てなり然れども絶体的に爲す可らず若しなしたるものは何々「懲罰例」を以て責むべき事を示したるに非らず専ら危険を虞ひ注意を催したるに過ぎずして井蛙的狹隘にすべき事を規定したるにあらざるを知らざる可らず抑も監獄則第六條に只新入囚ありた

寄書

●偶感

筑後 内 稀 子

書記看守長の威嚴

司獄官更に威嚴を保持せざる可らずとは異口同音に唱道する處にして余輩も誠にも然るを知る然れども此威嚴たるや求めて得べきよからず服裝を以て保持す可きにあらず唯其人の眞目如何あるのみ今余輩をして忌憚なく言はしむれば眞正の威嚴を保持するに足るの眞目ある司獄官は果して幾人かある余輩は茲に至て言ふに忍びざるなり夫れ司獄官の多くは頭に金箱の帽を戴き腰に洋刀を横へ若くは肩を怒らし腕を振り大道険しと濶歩するを以て威嚴あるもの如く思惟するにばあらざる歟

然るに世の論者の多くは云ふ監獄は規律の府にして司獄官は最も威嚴を保持せざる可らず故に看守長看守の服制を改正す可し典獄書記の服制を定む可し而して一言の人物改良に論及するものなし嗚呼如何に服裝美なりと雖も其人を得ずんば木偶に塗るに金箱を以てするさ何ぞ相違ばん是に於てか局外者をして制度の改良よりも規則の變更よりも人物改良の急務なるを絶叫せしむるに至る然らば則ち人物改良の策たる如何して可ならんか他なし任用の一點にあるのみ

るときは云々と寛文に規定せし立法者の精神は果して那邊に存在するや否やは識者の夙に知る處あるが予輩をして云はしむれば如何なる深更と雖入監せしむ可き事を含蓋するものと云ふに敢て躊躇する處あらざるなり一步を進んで是れを云へば如何なる深夜と雖監獄は收監すべき義務あるものと云ふも不可なきもの如し若し論者の如く日出前日没後は護送すべからざるものとすれば其弊害は恍々として目前に横はることを知らんや這は如何んとなれば裁判所及び警察署の如きは極めて少數の留置場殊に監獄拘留監と比すれば留置場の狹隘あること云はずして明くなり若し日出前日没後は護送することを得ざるものとすれば例へば巡查が巡回中に犯人を認むると雖警察署に護送することも得ざるもの如し加之ならず警察又は裁判所日没前に俄に犯人蒐集するも監獄に送らんとすれば到着するときは日没に涉るを以て止を得ず留置し置らざる可らず又時としては護送途中事故ありて日没後に係るときは中途にして引戻らざる可らざるの不敏擡不活潑を呈するにあらざるや依て以て予は晝夜に拘はらず監獄は證明すべき宣告書を携帶したるものなれば入監せしめざる可らざるの

人士を網羅せしめんことを欲せは欲々たる情實に纏綿せず當價を盡守せず斷乎として文官普通試験を以て採用するにあるのみ

現今書記看守長にして文官普通試験に據り任命せられたるもの果して幾人ありや余輩の不敏なる未だ之れあるを知らず看守若くは職員勤績の結果に依り任用せられしもの若くは一昨年官制改革の際特別に任用せられしもの外は他官衙の落武者と拾貳圓未滿特別任用法に依り採用せられしものに過ぎずと云ふも諛言にあらざる可し斯の如き實況を以て監獄の改良期し得へき乎之れか指揮監督の任にある典獄の苦心も察す可きなり

或論者は曰く監獄事務は他の官衙と異にして頗る實驗室を要す故に看守の老朽否な多年勤績者を看守長に採用する可なり職員を書記に採用する可なり尚進んで十二圓未滿特別任用令の外に看守職員勤績の年限を短減して木官特別任用の法を設けられたし云々然かくせずんば適當の人を得ずと嗚呼何たる妄言や斯の如き論者ありて始めて監獄部内其人に乏しきを表彰するなり

夫れ官衙を異にする以上は隨て其事務の異なるは當然にして敢て怪しむに足らず豈に獨り監獄の事務のみ異なるらんや又監獄の事務如何に特殊にして如何に煩雜なるも之を習熟するに然く幾月を要せず殊に文官普通試験に據り採用したるものには見習として相當の年月間事務に習熟せしむる規定あるにあらずや

要するに今日の如く特別任用法則は變則的の任用法を本則の如くして吏員を採用する間は監獄部内に爲の人士を網羅することを得ず隨て改良の效果も著しく奏せざらん歟

● 刑事被告人裁判所護に送するに就て

扼腕 生

本誌第六卷第三號刑事被告人を裁判所に護送するに就て戒具を施すには(中略)逃走の憂有無を論せず拘留監の秩序を失害するに至るが故に戒具を女監の刑事被告人を除くの外施すに至るが論しあり扼腕生は論者の意見は失當も甚しくして更に今日若く進取の改良進歩を知らざるか如き論法には非ざるなきや相愛に耐へざるなり論者の云ふ如く假りに爲すことば何に依りてか個人的待遇は拘留監に於ては行ひ得へき乎亦個人的待遇を爲す爲めに拘留監の秩序を失するの點は何れにある乎

監獄則第十六條の正條に依れば時宜に依り戒具を用ふることを得ざり之れを簡便に解するときは當局者戒具を施す否とは適宜にして施すの必要あるものは之れに施し施すの必要なものは之を施さざるを要す蓋し本條の旨趣は施さざるを本旨なりと解す

然るを論者逃走の憂有無を論せずして施すの必要な者に迄も拘留監の秩序を保たんが爲めに施すへしと云ふは該條の解釋を異にせざるなき乎拘留監秩序を失するとは是れ極めて恐れ謹まざる可らざるは勿論の事なれども偏る同房者の中意痛恨を損せしむるに至らしむるは是れ其監房配置上の當を得ざるが爲なり何んとなれば最初入監の當時其罪質身分等を明細に調査したるの后個人的待遇を爲すの度合を定めて監房配置し甲房者に身分ある者而已を乙房者に身分なき者而已を甲房者に對し裁判往復に戒具を用ひず乙房者に對しては戒具を施用する等爲すは拘留監の秩序を損するの憂毫もなくして正條を活法し個人的待遇を行ふと得て難からず殊に刑事被告人の如きものは犯罪嫌疑中の者にして恰も無罪純白を以て遇すへ

● 第六卷第八號山陰生の質疑に就て

千葉 平 田 生

山陰生曰はく囚人護送の際囚人護送手續きに停り日没後に至り警察署又は區裁判所所在地より監獄へ向け押送し來るときは斷然監署に之れが拘禁方拒斥して支障なきや否やと云ふにあり余不識なりと雖聊か卑見を述べん囚人護送手續第五條に曰はく過傳護送は日出より日没までを限りとすとありて日没後は囚人を護送し能はざるの規定なり蓋し其然る所以のものは夜間に至れば逃走其他檢束上甚た危険あるを以て如期規定したるもの乎然るに實地に於ては多数(假令一人にても)の囚人を護送する場合に於て足痛者を出すか又は歩行の

運送其他種々の原因ありて豫期の時間を失し遂に日没後に至り監署に到達するも其例亦た少なからず如斯き場合は管署人は差支(戒護上逃走其他檢束上に於て差支なきと認むるとき)なきと認むるときに限り收受の手續きを爲すも敢て越權の所爲とは思はず何んとなれば日没後と雖尙深更に至らず且つ囚員及び罪質の如何に依り萬差等へなきに於て之れを收受するは寧ろ當局者の配意と云ふべきなり之れに反し深更に至り多因(殊に重罪囚の如きもの)を引致し來る場合に於て管署に於て之れを取扱上甚た危険なりと認定したるときは斷然之れが拘禁を拒絶すべきものとす如何となれば實際途中支障なくして深更に囚人を引致し來るべき苦難なればなり果して然らば護送官吏は囚人護送手續第七條に依り處分すべきにも係らず強て監獄に引致し來りたるを以て其責め業より護送官吏にあるは親易き道理なるを以て管署は斷然之れが收受を拒むを得へし敢て卑見を述べ

● 寄小河岳洋君書 在大阪 洋 ◆ 散士

茲に監獄雜誌の餘白を藉り一書を裁して遂に小河岳洋君の費下に呈す君は本年三月春風飄蕩櫻花朝霞の好時節を以て遠く故土を離れて佛國巴黎に趣き第五回萬國監獄會議に列せられたり散士未だ君が聲咳に接せずと雖も君が獄事に曉通且つ熱心なることは其の著書に於て之を知る嗚呼君が博學多才を以て此の撰に當る固より偶然の事にあらざる然れども退て考ふれば此の撰や試に最大名譽なると共に其の責任亦至大至重なり嗚呼小河君に非ずんば誰れが能く此の責任を全ふせん小河君たるもの豈謹まざる可んや今や君は巴黎に在て監獄に關し日々目撃せられたる新事實と胸中に浮びし新意見とは細大漏

きとは勿論なり然るを論者の如き玉石混交せん乎其身分あり教育あり且つ罪質の醜惡ならざる者の之れが爲めに受くる所の苦痛及び耻辱は幾んど處刑せられたる同一の價値あるべきやと感ぜらるるに依り施すの必要不得止場合を除くの外絶体的に施さるる主義を要す扼腕生は強て蝶々多辭を好むに非ざれども論者の説の如く女刑那被告人を除くの外施すの必要な者迄も施すことば法律を無視するは更なり是ぞ反て或る部分に於ての感情を害し拘留監の秩序を失損するとなきに非らずやと茲に疑義を存す何んとなれば社會に於て相當身分ある者も差別なく泥坊者流の常職者も同一視遇せば其身分ある待遇を受ける被告人感情を損し其失反ひて論者の論の如く秩序を害するの恐れあるは火を見るよりも明なりとす

第六卷第八號山陰生の質疑に就て

山陰生曰はく囚人護送の際囚人護送手續きに停り日没後に至り警察署又は區裁判所所在地より監獄へ向け押送し來るときは斷然監署に之れが拘禁方拒斥して支障なきや否やと云ふにあり余不識なりと雖聊か卑見を述べん囚人護送手續第五條に曰はく過傳護送は日出より日没までを限りとすとありて日没後は囚人を護送し能はざるの規定なり蓋し其然る所以のものは夜間に至れば逃走其他檢束上甚た危険あるを以て如期規定したるもの乎然るに實地に於ては多数(假令一人にても)の囚人を護送する場合に於て足痛者を出すか又は歩行の

すなく君が僚友に當局者より通報するの勞を怠らざるを以て從て其の玉稿は屢々木誌へ轉載せられ散士の如き不學不才の徒も幸ひに玉稿を拜見するの榮を得之が爲め又大に啓蒙する處あり豈感謝し堪へざらんや願くば君將來益々奮て監獄に關する事項は細大漏羅して報道の勞を怠らざらんことを冀望し堪へず而して尙囑望せしは今回監獄會議に於て戰勝國たる我國の名譽を掲ぐる否とば一に君の一言一行にあるを以て此の點に就て充分の注意を加へ空談討論せられんことば是なりしに今や會議も無事終了せりと聞く希くは君巴黎監獄の花を觀覽し終らば道を轉じて獨逸に至り柏林監獄の月をも睨て歸朝せられんことを散士頸を延て之を俟つ今や殘暑酷烈炎威感くか如し君幸ひに國家の爲め自愛せられよ

貴誌第六卷第八號に活字の誤植有之候間左如御正誤被成下度奉願候

二十六頁下段九行目 思考の下すはすの誤

二十七頁上段五行目 二箇月の下とあるははの誤

全 頁全段八行目 刑の下とあるははの誤

全 頁全段十四行目 控訴上の下告の一字及同行無罪の上にてを脱す

全 頁全段十六行目 見るとあるは免るの誤

全 四十四頁上段一行目 冒頭に監の一字を脱す

全 頁全段三行目 たとあるは左の誤

全 頁下段三行目 にとあるははの誤

全 頁全段九行目 はとあるははの誤

全 四十五頁上段十一行目 ととあるははの誤

全 四十五頁上段十七行目 やとあるははの誤

明治二十八年九月四日 洋 ◆ 散士

●看守部長の職務権限は豫め規定し得べきか

三池 大塚 生

今試し看守部長の職務権限と看守部長の職務権限とは全一なるやと云は、人必ず看守部長と看守部長と別に階級を設定せる以上は無論其職務権限は全一ならざるものなりと嘲笑すべし然れども深く此問題に付て討究するときは其間合模糊とて判明し難きに至るべし何と云は看守部長設置に關する内務省訓令を見るに戒護上の監督を補助せしむる爲めに看守部長の職を置き云云看守部長は看守の上級とし看守長に亞くの待遇を受くべきものと云云あり其戒護上の監督は何れの點まで補助せしめ得べきか又看守長に亞くの待遇とは如何なる程度まで爲し得べきか此標準を立つること甚だ困難なればなり故に看守部長をして四人の犯則を取調へしめ得べきか四人接見の際にも立會せしめ得べきを又た或場合に於ては看守の待罪書をも徴し得べき等の疑問を抱けるものありと云へり若し以上の権限あるものとすれば取りも直さず看守部長は看守長の職務権限と全一視せらるべし看守長と全一資格を視するは可なり然れども則中には看守長云云と其職務規定を明記せる條項に違背するに至る若し又看守部長は看守長の代理を爲し得るまでのものなりとすれば他に差支なきか如くなれども又一方より論すれば看守長の代理をもなすしめず純然たる看守部長の資格を以て立つときは如何なる職務を執行すべきか又た其権限は如何との疑問を生ずべし此場合に於ては看守部長は上にも付かず下にも付かず申天にぶら下る一種特別のものとなるべし此故に各地看守部長の職務権限區々にして一定せず或は看守部長の全權を掌握せしむる所あれば或は其幾部分を委し四人の犯則を取調ふるべし接見立會等の如きは看守長に於てする所あり或は看守

犯行犯情犯由及び善者不善者を問はず假借なく其規定に該當する處の懲罰に處する云々」と「乙者曰く四人監獄則を犯せば監獄則第四十二條乃至四十五條に規定の範圍内に於て處罰するは勿論なりと雖犯四の身上及び犯由犯情犯并に減食すべき者は常食も一つの標準となし善不善者所謂個人的關係を省察して以て適用する云々」と依之觀は兩說理なきにあらずと雖余輩をして言はしむれば甲非乙是の感なき能はず抑も甲者の主とする處は例へば甲乙全一の犯者ありて均しく減食三日及び二合の食に處すべし規定は該當せば犯由犯情善不善者を撰ばず全一なる處罰を爲すと云ふ事は是れふり予は徹頭徹尾乙者の説を執るものにして甲説の如き消極的否な絶体的不人爲作用も甚だしき者と云はざる可らず予熟々立法者が監獄則第四十二條と懲罰期限の長短并に食量の多寡を定め其範圍餘裕を與へたるは果して何れの點に基固するや否やは吾人凡俗の置甚だ其意を解し難しと雖皮想上より是れを觀察せば其趣意一にして足らずと雖惟に四人中には男女老幼ありて就中初犯囚あり再犯囚以上の囚あり善囚あり不善囚あるれば宜敷個人的に省察し其範圍餘裕内に於て處分すべき旨を示したるに過ぎずして前甲説の如き并蛙的掩蓋すべしを示したるにあらざる事瞭々乎として事理の當りに然らしむる處なり本來懲罰は監獄の紀律に服従することを欲せざる囚人に對し強制して服従するに至らしむるを以て目的とするもの故に懲罰は性質として自由刑に普通なる限度に超過したるものならずんばある可らず加之懲罰は寛嚴多數の種類を具備するを要するものは何んぞや曰く其犯由犯情及び犯行の輕重にして尙個人的關係を省察して適當の處分を爲すは必要あるを以てなり而して其目的たる眞に囚人をして抑壓制杖するに足るべきに効力あらしめざる可らざるは勿論國權は強大にして自己

部長は其受持區の事務長とも云ふべき有様にて看守長の職權は悉皆委ねざる可き所もあり夫れが爲めに本題は本年五月鹿兒島に於て開會せられたる九州各縣典獄會にも提出せられて種々議論の末看守部長は監獄の大小人員の多少に依り其取扱を異にせざる可き事情ありて到底一致するること能はず且つ看守部長は一の便宜法として設置せるものなれば其主意を取て便宜に從ひ取扱ふ方至當なりと議決せりとか聞けり余輩も豫め之を規定し置くことは出來得べからざることを思料するも亦た斯道社會識者先輩少しとせず出來得べくんば是れを規定するの策を講せよ否とされれば看守長に骨を休めること多くして看守部長は看守長の權限を濫用すること多くして看守は感情を感くすること多し之れが爲めに却つて監獄事業の振興せざる可き惡結果を來すこと多ければなり記して識者の示教を乞ふ

●囚人の處罰に就て

實村 生

囚人の處罰は監獄則第四十二條乃至四十五條に規定し屏禁減食閉室獨擅施駄の五種に區別しあると雖其科罰の適用方法に至らば予輩未だ曾て公法あるを視す然れども作業に怠慢ふるものは減食の罰に處し強禁を違ふるものは屏禁の罰に處するが如きは各署概ね内規ありて血獄其主權を司り適用するもの、如し是れ尤も其當を得たるものと言はざる可らず然れども其通用方法乃至ては區々乎として一定せざるは世人が夙に唱道する處にして吾人實務者の痛嘆の至りに耐へざる次第なり茲に甲乙兩説を掲げ以て余が鄙見を吐露し併て大方諸氏の卓說明教を請はんと欲す

一個人の微力を以て打ち勝つ能ざるその觀念を惹起さしむる事是なり然に前甲者の説の如くならんには茲に甲乙の犯者ありと假定せん甲は初犯者殊に生來初めて入監し未だ一度の懲罰に觸る者而して乙者は習慣的犯者にして從來幾多の監獄を出入し宛然監獄を以て常住の如く視すべき者なりと雖個人的折衷主義を執らざれば全一なる懲罰に處ざる可らず當此時甲乙の苦痛程度は實に雲泥紅白の差あることを知らざるを得んや果して然らば余輩當務者は汝々是れを感正し普く一不變ならしめん事に努力せざる可らず現や科罰の當任者に於ておや當局者堂に周到の注意せずして可なりや嗚呼監獄の改良進歩は何を以て基礎となすべきや否やは余輩の知る處にあらずと雖宜敷剛毅斷果嚴正活潑寬和自我一意專心實踐に一定不變均一主義に據らずんば彼れ囚人をして感化歸善せしめ良民的社會に相伍せしめ監獄は真樂たるの實効を奏するを得んや然るに前顯甲乙の如き異行あるに於ては一朝囚人は其事を知るや益々不平を増長し謹慎の二字を忘却するあらば復讐的慾望は終には如何なる大事に影響するやも知る可らずと雖科罰の當任者留意せんばある可らず予は飽まで前乙説を執るものにして甲乙の如く彼れ是れ善者も不善者も同一の懲罰を科するにあらずとて犯由犯情犯行其他常食等も一つの標準とすし以て個人的に省察し折衷主義を執るものなり請ふ莫くば大方の諸氏よ瀟洒なる高案明教を與へなば大幸々々

歐米監獄要録

○左の書東は在歐小河滋次郎君より小野田警保局長へ贈られたるもの許可を得て茲に載録す

記者識

拜啓時下益々御清榮可被爲在奉敬賀候陳は當地萬國會義之義も彌々豫定の通り客月三十日を以て開會の式を擧げ一日より引續き開會十日を以て閉會の筈に有之緊要の議事は今日にて略は終了相成り申候開會式の當日には大頭領臨席相成り内務大臣の演説も有之非事の盛典を極め申候開會後今日に至る迄大頭領。内務大臣。縣會議長。知事。及び監獄協會等の招宴有之何れも款待を極め申候又此間に於て巴黎市内外に於ける監獄。教育場。感化院等の參觀も有之實見上大に裨益する所有之候様相見申候尙私義は會議終了後二週間斗り當地に滞在致し十分調査を相遂げ申度き心得に御座候各國より参列の委員は惣休にて二百有餘名も有之之に佛國の委員を相加候へば四百餘名にも相達し可申議場は甲論乙駁しなかつた騒敷き事に御座候御承知通り問題の性質に従ひ區別け致し各自其所屬の部署を撰擇候次第に御座候に付私は第二部即ち監獄に關する事項の部署を撰み副委員丸茂をして第三部を撰擇せしめ申候私及副委員は

大頭領にも親しく面談する機會を得申候

其節大頭領より「貴國政府より我巴黎に於ける第五回萬國監獄會議に委員として貴下を特派せられたる」とは貴國政府に向つて感謝する所なり貴國は此度の戰勝の力を鼓して益々諸般の文明事業に向つて鋭進する所あるを確信す云々の意味にて談話も有之申候其他國務大臣始め参列の各員より色々の懇談有之聞き取る丈の事は「フボロ」ながら僅に了解致し候得共自分より話しかける事不相叶甚残念に感申候獨乙よりハスタルケ、クロー子氏とも參會致し居り申候「スタルケ」は到る處の宴會に我が二等勳章を着飾り居り申候。同氏とは大頭領の宴會にて初對面致し申候處先方より閣下の御名前を咄し申候間閣下より宜敷く傳言可致旨依頼せられたりと申候處先方よりも私より宜敷御挨拶致し呉れ度しと申出候尙亦其節「スタルケ」より松岡次官の事なども噂さ致し曾て次官より同人へ令息をば托され度し杯どの御咄に有之候へ共其後如何せられたるや杯相尋ね申候各所の宴會に於て佛國人より特に野村大臣の爲めに祝盃を擧ぐる杯態々小生の席へ「コップ」を持參候者不少一々名前は記憶致し不申候へ共多分大臣閣下當

何れも其所屬部に於ける副議長に撰ばれ申候私事は會議常置委員の「セクレテール」に推當せらるへき筈に承り申候我國に於ける監獄の沿革及現況等は副會長「ルツセル」氏（元老院議員）調査主任にて其調査の結果は開會の當日に於て劈頭第一に演説致し候間別して滿坐の注意を惹き起し非常に面目を施し申候此調査は全く我監獄協會より提出相成候書類に依り候者にて尙は同會より提出の書圖等は渾べて會議委員集會場へ陳列相成居候間別して能く多衆の注意を惹き起し居り申候殊更此度の會議には各國より提出のもの至て少數に有之候間我國より提出の者は大に引き立ち居り誠に好都合に御座候尙又私持參の東京集治監巢鴨監獄の寫眞等を始めとして各地方監獄の寫眞は非常の好評に有之斯くぞ知らば最少し多分集め來り候へば一層好都合なりし者と大に遺憾を感じ申候之れを要するに議場は勿論各所の宴會等に於て我國の評判甚だ宜敷小生は到る處大持てに有之非常に面目を施し居り申候事偏に陛下の御稜威戰勝之餘光と感泣の至に奉存候又過日大頭領の招宴には會議加盟國より各々一人の委員のみ参列致し候事に有之候間併せて惣代にて三十名前後の小數に有之

地御在任の頃大臣の知遇を受け候者か但し大臣の御名前を承知致候者と被存候御序の節大臣閣下へ御致聲奉願上候
何れ獨乙へ參り候後詳細の義復命可申上此度は決議事項の概略丈け不取敢御報告申上候右概況御報申上度早々敬具
明治廿八年七月九日
小野田警保局長閣下
小河滋次郎

○同上小河君より久米内務參事官へ寄れたる通信
依例本欄に掲載の許可を得たり 記者識
拜啓時下益々御清康可被遊奉敬賀候次に私義相換はらず無事爾來格別の失策も無之會議の義も御蔭を以て先づ首尾能く相勤め終はり候間乍憚御放慮被成度何事も案ずるより産むが易すく渡る世間に鬼はなしと申す如く豐啞的廢物と一般なるの身を以て相應に言ふことも出来れば聴くことも出来、先づ一段落相付け申候段人の情けを今ぞ始めて悟り申候會議事況其他の事は……
コ、暫らく御無沙汰致し追て獨逸着の上御報告可申上御推恕奉願候

會議の御蔭にて大分各國知名の監獄家に懇勸を通ずるを得候こと何寄りの仕合せと存候又佛國有名の刑法學者は大抵皆な委員として會議に出席致し申候總會議には少くも内務大臣は毎日出席致し其他屢々出席致し候は外務大臣司法大臣にて警視總監の如きは無論一日も欠席したること無之大審院長檢事總長の如きもなか／＼勉強致し申候又辯護士にて委員として出席候もの意外に多くいつも議論の花は此の辯護士委員が咲かせ出し申候尤も此先生兎角空論多くいづれかと申せば先づ監獄改良とは囚徒を厚遇するものなりとの意味に解し極端に之を賛成するか又は極端に之れに反對するか二者何れか其一に屬しトンダ見當違ひの論辨を試みることも少議論には餘り賣れの善き方には無之候又婦人にて出席候もの數名あり中には殊勝にも黄イナ聲を張つて大に其意見を演述する向も有之志は賞すべきも説は餘り感心不仕唯た不思議なことには婦人が口を開けばさしにも囂々たる議場も忽ち水を打つたるが如くに静まり返へり一同耳を尖がらして以て難有く謹聽することに候蓋し説を聴くにあらずして聲を聞くなり聲を聞くにあらずして容姿を見るなりの類に可有之何しても西

久米先生侍史

岳洋生

○同上久米參事官へ通信

拜啓益々御清康可被爲遊奉恭賀候次に私義不相變瓦全巴黎見物も相濟させ先比中より當地滞在當初十日前後滯留の見込に有之候處聞きしに優さる獄事の進歩、實に宇内第一と稱せらるゝ丈けありて見るもの聞くもの一として請益の資にあらざるはなく殊に政府及び監獄當局者の懇切、到らざるかく數十里の遠ふき地方監獄までへも司法次官が態々案内を致し呉れ候ほどの仕末義理にも十分の研究を盡さざれば相濟さざるの仕筈、「ルーバン」の中央監獄へは(急行電車にて往復二時間を費やす)前後四日も通學致し申候事情斯くの如くに候間豫定十日間は既に經過致し候へども此分には尙は今後一週間も相うり可申何様整備の極、理想のある所は盡く之を實行致し居り候と申すも溢美に無之他國は知らず佛國などの獄事に比すれば我國の舊幕時代と明治今日の獄事の状況の比較よりも尙は一層優劣の懸隔有之可申我國前途の事を思ふにつけ實に感慨胸に迫り申候
前文當國司法次官は「ドラドール」氏と申し白耳義政

洋の女はゑらいものに御座候
日本監獄制度の評判は到る處大受けにて小生迄大に肩身の廣さを感じ申候.....
今度にて大分經驗出來候間次回の會議までには十分の準備相出來可申と被存候
尊台には暑中休暇にも拘はらず御繁務の義と御察し申上候折角御攝養專要に奉存候近着の新聞にては傳染病も未だ東京へば侵入致さる様に候へども兎に角早晚侵入すべしとの御豫想に可有之或は此頃既に侵入し來りはせぬかなと當地にては御噂さ致し居り申候傳染病の流行と共に犯罪病の流行亦た必然の結果に可有之犯罪病豫防委員の構制でも相出來候.....
小生をば是非其一人に御加へ被下度候.....
.....
小生も彌々五六日中には當地出發白耳義に二週間前後滯在夫より伯林に乗込み可申積りに有之候
右御伺旁々略申述度如斯に候早々教具
七月十七日 巴黎にて

府委員として先日の萬國會議へ出席致し居られ候人に有之其節知己に相成り居り候故萬事一層好都合を得申候殊に同氏の注意にて各監獄到る處持に獨語に通ずる官吏をして小生に附屬せしめられ候間諸般の質問にも一の不自由を感ずること無之無上の仕合せ致し申候
問題はいくらでも無遠慮、差出すべしとのことに候間、厚意に任せしこ玉、提出致し申候是れは不日筆答を得可申筈に御座候此問題は旅宿の婆あさんと相談致し佛文に認めて差出し申候處此頃司法省に於て貴下提出の問題は要旨肯緊を得たるのみならず文章亦た頗ぶる可なりと褒められ申候蓋し此の婆あさんなか／＼教育ある逸物(昔し)にて身分も亦た賤しからず、も一三十年も若く候得ば少くも一寸考へものゝ價直は有之申候
先日、佛國の或る雜誌に萬國監獄會議の始末をボッチ書に嘲弄致し候もの有之餘り善く穿ち居り候間、取り敢へず都筑局長へまで笑覽に供し置き申候或は既に御覽被下候事かとぞんじ候
東京に於て惡疫流行のこと常に懸念致し居り申候御職務上應御多忙に可被爲在御健康の程偏へに奉祈候

當地の新聞をよむには時々仰山ある電報書き立て申し
屢々膽を冷やし申候或は曰く悪疫大に東京に流行し
兵卒の之れに罹るもの最も多く三千の患者中、其二
千の生命を失ひたりなど東京より新聞の届かぬ間は
少くも大に心痛致し居り申候

來らぬものは？……東京よりの郵便！たまに來れ
ば來ずもかなと思ふ郵便。御筆勞の役は萬々御察し
申上候えども時々御惠投願度候

八月六日夕

白耳義ブルツセル 小 河 生
久米尊師臺侍史

○同上警保局監獄課僚への通信

六月廿日御記し貴書巴黎公使館を経て今日唯今晚餐
を喫し了り毛唐人共を相手に雑談將に閑なるの時
達待ち焦がれ居り候ことにて忙手拜讀づ！一通り
看了つて又繰返三度四度終日手を離す能はざるの愉快
親友の信書殊に海外万里の孤客の身に取ては其
快味言ふ可からず憐れと思召し給はらば多少の御散
財なりといへども屢々卸投惠の勞を煩はし度く切望
に不堪候御書中巴黎公使館へ宛二回程御發信被下候

どの事なれども一回は正に相受一回は何等の行違ひ
か相受不申或は遅達可申哉とも存候今後の御書面は
すべて獨逸公使館宛に御發送被下度候

會議の景況は不取敢局長まで御報致し置き候各位へ
も同時に一通差上置き候間御落手被下事と存候新聞
雜誌澤山に送付可被下との御事何寄りの恩賜難有拜
讀可仕候但御約束のみにては困り候多少に不限御實
行被下度切望仕候佛國を去つて白耳義に參候當初二
週間位の滞在の見込に有之候何様御承知の通り世界
模範監獄とも可申程にて研究上參考の利益を得ると
不少殊に政府に於て最も懇切に瘁き所に手の届き程
何にから何まで寧ろ肝腎の御當人よりも熱心に世話
致し呉れ候間義理にも引くに引かれず一監獄に付三
四日間を費やすの割にて毎日參觀研究致し居り候
「ルーバン」「ガン」など申す監獄の所在地は當地より
瀛車にて一時間乃至二時間相かゝり往復にて二時間
乃至四時間も相費し申候間奔走の勞随分不少候然し
勞する丈の利益は慥かに有之申候殊に小生佛語に不
十分なる故を以特に政府の注意にて各監獄到る處獨
逸語に通ずる官吏をして小生に従屬せしめられ候間
一層好都合に有之仕合せ致し居申候斯の如き次第に

親友の信書。水邊の高樓。浴衣一枚。團扇。片手。
親友と相對して清風に臥せんと欲すること。風呂。
鶏卵

今便は先は此位にて擲筆可仕候勿々拜具

八月一日

監獄課各位御中

岳 洋 生

○同上若山典獄への通信

拜啓時下酷暑の砌に候處尊台御始め貴署員各位益々
御清穆可被爲在奉敬賀候次に迂生事相變はらす瓦全
當時は白耳義に於て日々實務の研究中に有之研究す
るに従ひ益々慾望を増し候へども際限もなきことに
候間一と先づ段落を結び四五日の後には兼ねて目指
す所の獨逸の方へ乗り込み可申積りに御坐候、百聞
は一見に如かず、見るに得るの利益は書物で讀み咄
して聞くの比に無之きと勿論に候へ共亦轉々逢ひ見
ての後の心にくらぶれば昔しは物を思はざりけり
の感に堪へず見ぬ昔しの考へにては我が國の獄事縱
令ひ幼稚なりと云ふも雖ども當局其の人を得獄事の
智識は長足の進歩を以て日に益々揚がる監獄改築の
事業も進々到来的所に之れが實行を見横濱の如きも亦

付き豫定二週間は三週間以上にも延引可致と存候當
國の典獄はすべて制服を着し居申候佛國も同斷典獄
は制服を着用せざるべからざるの規定に候へども多
くは典獄之を實行せず僅に制帽丈けを通常服の上に
着けて責を塞ぎ居申候當地地方監獄(サンチール)の
典獄ステーパス氏は監獄社會最も高名なる人に有之
著書も不少七十に近き老翁にて此間中當國政府委員
として巴黎へ出張致し居候間其節知己と相成り居り
候に付一層懇切に世話致し呉れ申候佛國の監獄を見
て當國に來れば實に別天地の感有之申候逆も比較に
は相成不申候今から思へば佛國の監獄は其進歩改良
せざることに實に驚べく建物を除けば殘る所治獄の實
況は殆んど一の價直なしと謂ふも可なり監獄所見の
記事は追て御報可申上候

當地は至て天氣の悪き所晴空を見ること殆ど絶無な
り降るみ降らず曇々乎として夫れ暗々外出に一刻
も傘は離され申さず候而して氣候は巴黎よりやゝあ
つしあついからと云ふて東京などの暑中に比すれば
凌ぎ能く何様冬のきものですむ程のこと故夏知らず
と云ふも可なり海外万里の孤客の「戀しきものは何
か」の御問ひあらば左の如く御答ひ可申候

た三五年後には天晴れ見事の新築を竣工し帝國要
 樞の玄關塲たる文明監獄に耻ぢざる壯觀を呈するに
 至るを得べく斯の如くんば則ち我が帝國監獄事業を
 して一躍以て歐米各國を凌駕して宇内の模範たる名
 譽を博取するに至らしめんこと必らずしも難事にあ
 らざるべしなど心私かに大得意に罷り在り候と今や
 躬親しく歐洲に涉り先づ佛國を見て其規模の案外に
 大なるに頓挫を來たし進んで白耳義を研究するに及
 んで盡善盡義管だに建築の外觀のみならず當局吏僚
 の人物、遇囚の規律、經濟の組織、社會の關係、苟く
 も理想のある所盡く之を事實の上に行用すと云ふも
 不可あるなく完乎整然、人をして殆んど恍惚として
 監獄學の「エトピア」に遊ぶの想ひあらしめ身に大望
 (帝國監獄をして天下に覇たらしめんとする)あるを
 忘れて一時は將さに腰を折つて白耳義宗の監獄傳導
 師の前に洗禮を受けんと欲するまでに深くヘコタレ
 込み申候「今は仇なれ是れなく忘るゝこともあるべ
 きに」とう申ふす淨留理の文句想ひ出し白耳義の監
 獄を實見候ことは今は反つて我か身の仇となり候様
 の感じ有之申候
 とは申すものゝ實際の處、右は唯だ白耳義に於ける

と云ふの始末、小生實見する所の多くの監獄に就て
 規則正しく制帽制服をば着用致し居り候典獄は唯だ
 一人の外無之多數の考へにては全く不必要なりと主
 張するものゝ如し實は先般の會議中此件に就き或る
 委員(デンマルク)の政府委員にてダーエ氏と稱す
 る典獄にて著書なども少からず斯道知名の先覺者な
 り)と論辯を試み候處かかゝ頑梗なる反對論者にて
 實は是れ迄屢々典獄服制の廢止を政府に建議した
 りしことあれども終に用ひられずなど慷慨致し居り
 申候之れに反し白耳義に於ては到る所の典獄盡く皆
 か嚴然制服を着用致し居り候間一と涯は過囚規律の
 振肅するものあるを覺へ誠に愉快にも亦た浦山しく
 感じ申候首府「ブルツセル」に於ける有名なる典獄
 (監獄家の番付を作り候は、此典獄の如きは横綱免
 許の大關の位置を占むべきこと必然に有之先般の萬
 國會議などにも白耳義政府委員として列席致し居り
 候處氏の説を述ぶるときは會員一同に皆な其一語を
 も聞き漏らさんことを恐れ耳を聳て、謹聽致し申候
 はどの次第クローチ氏などの著者の内にも同氏の説
 を引用致し候廉不少兎に角斯道「フーツリチー」の名
 士と稱すべき人に御座候)の如き七十前後の高齡な

獄制の完備整頓せる實況の所感をば極端に形容し試
 みたるの閑文字に過ぎじと御承知可被下悟り來れば
 歸する所唯だ是れ黃白の一點のみ固と是れ神洲の血
 性見何んすれぞ黃白の餘光に膽を冷やし意を墜すこ
 とか之れあらん誰れか國小にして且つ貧なりと謂ふ
 今や我れに戰勝の餘勇あり況んや國益々大に愈々富
 強なるべきに於てをや況んやまた當局其の人に乏し
 からず我が監獄事業の爲めに能く此の餘勇を操縦し
 能く此の富大を利用すべきに於てをや想ふて此に至
 ればまた大に心を強ふる所なきにしもあらざる義
 に御座候唯だ夫れ兎角言ふは易しく行ふは難し前途
 悠々先づ以て及ばぬことこの世に多しと覺悟を定め徒
 らに鷓牛の小争をなさず大に心を潤くして努めて益
 々止まざるの決心專要と奉存候
 兼て御持論の典獄服制のことに就ては小生も亦た每
 座鄙見開陳致し候義も有之追い、調査を遂げ候處
 歐洲各國二三の取除けあるの外は佛國、獨逸、白耳
 義、魯西亞等到る處殆んど典獄服制の設けなきは之
 れ無きの實況に有之尤も佛國に於ては多數の典獄之
 を好まず従つて此の規則を遵奉するもの甚だ少なく
 多くは皆な通常服の上は制帽丈け位を着けてすまず

る身を以て常に制服を着けて勤務致し居る所の姿は
 凜然犯かすへからざる威容の内目からまた暖然掬す
 べきの情相を湛へ斯くてこそ真に宇内模範監獄の典
 獄たるに耻ぢざるの價直ありと覺へ申候此程幸にし
 て同氏の制服を着けて撮影したる寫眞の寄贈を受け
 候に付き其内何れ御目に懸け可申候
 尙は色々御報導申上げ度き事御座候へども旅中の旅
 の心世話しく追て獨逸着到の上の事と致し今便は先
 づ此れにて擱筆仕候乍末筆中野知事御始め荒川吉田
 諸氏並びに貴署員各位へも宜敷く御致聲被下度奉願
 候勿々拜具
 八月七日 白耳義ブルツセルにて
 若山尊台 侍史 岳 洋 生

○同上本會への通信
 前略會議事況は追て御詳報可申上獨逸よりはスタ
 ケ、クローチ、ヤーゲマン等の諸氏同國政府委員と
 して參會相成り諸事一と方ならざる懇情を受け仕合
 はせ致し申候同地着の上は一層好都合を得候事と存
 候當地に於ける監獄、懲治塲、救貧院等は都鄙大小
 ども既に數個所參觀致し申候女監は終に見物し損ひ

申候當地に於ても女監は一切堅く男子の參觀を禁ずるの制規に有之(女子の男監に於ける亦同じ)尤も小生には特別に許可すべしとのことに候へしが生憎く監獄局長病氣にて四五日來出勤之無き爲め出發前に許可を得るの運びに至り難く残念致し申候此中當局者と種々獄事を談じ候際彼れをして最も驚かしめ候もの一、又小生をして非常に驚かしめ候もの一有之前者は則ち我國に於て死刑は押丁をして之を執行せしむるの規定あること後者は則ち死刑を當市「グラソロケット」と申す監獄の門前に於て公行すること御坐候尤も死刑公行のことに就ては當地に於ても夙に識者之を非議するもの少からず又議院にも屢々之れが廢止を主張せしもの有之候由に候得共今以て之を改正するに至らず依然公行致し居り候由巴黎の文明にも似合はぬこと、聲聲の至りに存候監獄會議に就き一奇談有之別義にも無之候へども開會中諸處にて委員の寫眞を撮り候男、何とか名前は失念致し候へども當地にては可なり有名の寫眞師に有之候由の處此の四五日前ふと貸借上のことにて喧嘩を致し終に「ピストル」を以て相手の者を打ち殺し候由新聞には此男萬國監獄會議に備はれたること蓋し監

獄に入るの前兆なりしかと評判致し居り申候現に目下此男の監禁せられ居り候監獄へもタシカ委員と共に寫眞器械を携へて同行致し候かと記憶仕候先便にも一寸御報致し置き候通り當國人は一体に氣象殺伐の方に有之及物三味は餘まり珍らしからぬことに候又此程のこと或る米國より派出シカモ政府委員にて登樓一夜夢、掠奪せらる三千金」の艶聞を新聞に書き立てられ候者大味噲をつけ申候何れも同じ様なものど御一笑可被下候遇囚の實況は一般に十分の規律相立ち居らざる様見受け申候刑事被告人には監房内に於て喫煙を許るし居り候こと實に驚き入り申候ソレモ喫煙の時間なりと定めてゝもあればまだしものことに候得共何時にても荷くも煙草のある限りは二六時中之をフカすことを許可しあるとは實に沙汰の限りと存候故に被告人は何れも皆な一個のマッチ箱を携帯致し居候是等をば無罪純白を以て待つの主義に適ふども可申歟其の僻、懲罰處分は容赦なく之を實行致し現に小生巡視の當日などに監室に處せられ居り候者有之是れは官吏を侮辱したるが爲めと申ふすことに候

注意を促す

嘆賞を受け候は「父母の喪に遭ふ者は三日間免役す」どの規定に有之小生の説明に由て一層大に外國人の感動を惹き起さしめ候様相覺へ申候或る外國委員の説に日本監獄則の規定は殆んど全體を通じて歐米の監獄則に摸擬し盡せりと評するも不可なきも此内にあつて獨り特色の其國粹を表して熾灼たるものは則ち此規定なりと此評を聞きて心私かに三ツ子に淺瀬を教はりたるの感を抱き申候

七月二十三日 巴黎に於て 岳 洋 生

刑事被告人滯獄日數の長短は一に裁判の進涉如何に依ると雖も之れを拘禁する處の當局者に於ても亦間接に注意を要すべきものあるべし滯獄日數の長さより生ずる處の不利益は今茲に贅言を要せずと雖も地方經濟上の不利多きと又現今の法律に依とるきは滯獄日數を刑期に加算せざるか故被告人の不利益なるどの二點は其主要なるものなるべし今最近五ヶ年間に於ける滯獄日數の平均を調査するに實に左表の如く其最永きは岩手縣にして之れに次に警視廳、長野縣、北海道廳、福島縣、及千葉縣等なり又其最も短かきは三重縣にして之れに次に岡山縣、和歌山縣、神奈川縣、京都府、鳥取縣、香川縣とす而して之れに依り通覽するときは其長短とも年々繼續し居りて決して一時の疑獄等の爲めに然らざるは明かなり試に最も永き岩手縣と最も短き三重縣との差違を對照するに廿三年より廿六年迄は殆んど三倍に登り廿七年は四倍の上に及へり而して廿七年の日數は三重縣に對し岩手縣の永きこと一人に就き三十七日の滯獄に該當するを以て其之れに要する費用を算出す

雜 錄

學會記者足下
 追て當地の調査は完了候に付今夕の汽車にて白耳義に向け出發の見込に有之同地には多分二週間は滯在致し夫れより獨逸へ向け出發の筈に御座候

● 刑事被告人滯獄日數に就き敢て當局者の

るときは仮りに一人一日の諸費十五錢と見積り一人に付五圓五十五錢の多額を要し一ヶ年間千人の被告人入監するとせば實に五千五百五十圓の増費を要す

○刑事被告人滯獄日數

府縣	明治二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年
東京	二九、一六	三〇、二八	三〇、五八	二九、七一	三九、四六
京都	一五、〇二	一四、三〇	一六、〇六	一六、五〇	一八、七六
大阪	二二、四六	一八、一八	一八、四三	一九、三九	二一、一七
神奈川	二一、七六	二四、二九	一八、九三	一二、九九	一三、〇一
兵庫	二〇、五一	二五、四八	二二、〇六	一八、五四	二一、七一
長崎	一七、三八	二〇、三四	一八、九四	二〇、二五	二七、一二
新潟	二八、七一	一九、六三	一九、五一	一八、九一	二一、〇九
埼玉	二一、三一	一七、一五	一七、三一	二〇、〇九	二六、二六
群馬	二二、七九	二二、四七	二〇、二三	一八、一八	二二、二八
千葉	一七、八三	二一、七二	二六、七七	二四、三八	一四、六一
茨城	一九、四六	一四、二〇	一五、四一	一六、九〇	一八、八九
栃木	一九、六〇	一九、三一	一八、八五	一六、〇七	一五、二九
奈良	一五、二四	一九、二二	二〇、三四	二二、六七	一九、三五
三重	一七、四一	一四、九九	一四、一四	一〇、三七	一一、六六
愛知	二一、七五	二一、九一	一九、〇三	二三、四一	二四、五一
静岡	二二、七八	二四、一七	一九、五五	一六、三四	二一、六九

る推算なり地方經濟の上に及ぼす處の影響實に多少ならざるものとす茲に其細分表を掲記し以て當局者の参考に供す

山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	
一七、三六	二五、九九	一九、三〇	二六、三七	二〇、〇六	二一、三一	四〇、六二	二八、四三	一二、六五	一七、五六	一一、四七	二二、四一	三二、九七	一五、三八	二一、三七	一四、八五	二〇、三六	一八、五五	一六、三四	二一、四七
一九、八〇	一九、七七	二一、六八	二五、七六	二〇、九四	二一、九二	三四、六五	七、四七	一八、五八	一六、三六	一七、三九	一八、七七	三四、六〇	一五、三七	二一、〇一	一五、二五	一八、八五	一七、四四	一五、五四	一六、五二
二五、〇五	一八、四六	一九、七二	三〇、七八	二九、四四	二四、二一	三八、九三	三九、五二	一六、八六	二九、九〇	二〇、三一	一七、七八	三五、〇七	二〇、〇〇	一六、〇三	一六、一七	一九、四七	一五、八七	一五、三八	一三、八二
二六、二七	一五、三二	二三、七〇	二二、八五	三一、二〇	二四、八〇	三六、〇七	一六、七七	一七、二六	二五、七六	一七、六五	一六、六二	一八、〇九	一五、二八	一八、二〇	二〇、八五	一八、七九	一七、六二	一九、九〇	一八、二五
二三、九九	一四、三四	二一、六八	二五、一三	三六、六一	二四、一〇	四八、〇七	二二、三〇	一九、八五	二三、五三	一六、二一	一八、九八	二二、五九	一五、六七	一八、九三	二一、〇九	一八、八〇	一四、二四	一六、五二	一七、三八

愛媛	一八、二六	一九、九四	一七、六一	二一、六一	二一、六八
高知	二四、四九	二一、八八	二一、三六	一九、八三	一七、〇〇
福岡	二二、四七	二〇、一四	二〇、八七	二〇、五八	二六、三四
大分	一八、二〇	一六、八七	一八、三一	一六、四〇	一七、〇九
佐賀	二三、四八	一八、五二	一九、〇九	一二、九三	一八、八六
熊本	一七、一四	一八、九七	二〇、六〇	一九、九〇	一七、七七
宮崎	一七、六六	一五、八三	一七、〇二	一五、八三	一八、八一
鹿兒島	一七、六八	二〇、四一	三〇、四二	二二、六五	一七、八七
沖繩	二六、二〇	二一、三九	一八、四三	一四、二一	二三、六三
北海道	二〇、五六	一九、一二	二〇、一一	三四、五〇	二四、二八
平均	二一、〇四	二〇、二三	二〇、九三	二〇、二五	二二、〇七

●左に掲ぐる人性論は佛國パリイ大學名譽教授法律博士ボアソナト氏曾て講述せられたる者にて右疑問に對する定義の如何は法律研究上大に參考たるべきのみならず犯罪豫防罪囚懲戒の方針を採る上に於ても頗る注意講究を要すべき事と信するに依り茲に記して獄治家の參考に供せんとす

合ふに近し。

二は曰ふ。人はその性善なりと、この説にては、善人は例外たるに過ぎざるあり。これ、人類の爲に、喜ぶべきにも非ず。又社會の前途の爲に安んずべきにも非ざるなり。且、この説に従へば、社會の自から取りたる刑罰權を認ることも、難きに至るべきなり。

三は曰ふ。人はその性善にあらず、又惡にも非ず。而て、教育、前例及びその養育せらるる處に隨ひて。善となり、惡となるものなりと。

さて、この疑問は、談話中にも、時々余に起されしことあり、余は當時多く熟考すること無く、常に思ふまゝに「人はその性むしる善なり」と答へたり。然るに余は、今回、この問題につき、説をなすことを委託せられたり。凡、口談にては、寸刻にして足るべき事も、筆記して論ずるときは、然る能はざるものあり。今よりこれを記せん。余は、こゝに熟考して、これまで、唯前の三説の存せしのみなるを驚きたり。尙左の如し、

- 四、天然の性質に因り、善人あり、惡人あり。
- 五、生れながら善なる者の、前例、惡しき助言、

○人は生れながら善なるか、はた惡なるか
聞くこの疑問は元支那に起り、日本にても、亦屢論せられたりと。而て、これに對し、三種の答ありといふ。

一は曰ふ。人はその性善なり、而て、惡人は例外なるべしと。これ余輩が社會に於て、見る處と相

惡癖の爲に、惡となる人あり。
六、これに反し、生れながら惡なる者の、前例及び善き助言の爲に善となる者あり、

と言ふことを得べきにあらずや。
この三の新説は、三説の如く、互に相並立する事能はざるにあらず。

如何となれば、これは、かの如く、人類一般、人心總躰の爲に答んと欲するにあらず。唯、人々の間に別を立つるのみなればなり。故に、左の如く、三の他の附加疑問を起すに過ぎざるべし。

人の過半は生れながら善なるか。
人の生ながら善なる過半は、常に善に止るか。
人の生れながら惡なる過半は、常に惡に止るか。

この三の新疑問に、余輩は然りと答んとするなり。
人は尤も屢、善なる本性を以て生れ、常に道理と教育とが、これを、愈々慥にし、且發達せしむる者なり。
生れながら善なる人は、生活中通常の時には、善に止るものにして、惡心のこれに達するが爲には、特に不幸なる場合に接せざるべからざるなり。
生れながら惡なる人は、若し特別の場合、善き教

育善き訓誡、善き前例に逢ふに非ざれば、惡に止る者なり。

かくの如く述べ來るも、尙第七説として、同しき一人が、その生活中遭遇する場合、出來事の如何、及び他人のこれに對て正當あると否とに隨ひ、殆、常に、交々暴となり惡となる者なりと言ふことを得べきに非らずや。

この説は、亦、前の二説と相並立することを得べし。如何となれば、これ、生れながら善ある人にも、生れながら惡なる人にも、適すべければあり。唯、第一にては、惡は非常にして。第二にては、善は非常なるのみ。

以上の如く、種々の説を生じ得るは、この疑問が餘り廣大なるに過ぐるを證すべきなり余は、故に、今よりこれを分ち説かん

それ全く善に又生れながら善なる人と全く惡に生れながら惡あることは誰も許すところなるべきは言ふに足らざるべし。

この第一は眞善にして。たとひ最惡なる前例に圍まるゝも。又通常の時にのみ善なる者の惡となるべき場合にても、變ずるとなく、惡とはならざる者なり。

せざるや或は、具有せずと思ふ者)を罪し。又、一は、異りたる、或は、最、嚴しき望を爲すべきにあらずや。

それ、かゝるの如くにして、問題の位置を解すること、最初人の思へる如く、容易には非ざるあり。

余は言はん、最交り易き徳を有する者、即、好んでその同輩を害する事よりは、尤遠ざかり、而て、その爲に益ある事を尤好む者を、善人かりと言はん。

一言すれば、余は、(眞實にその同輩を愛する者、即、血縁、或は私愛、或は受恩の爲に非ずして、唯その同輩たるか爲のみに因りて、これを愛する者)を、善と稱せんとす。又(我慾なる者、嫉妬ある者、他人の最正當なる利益を害するを憂へずして、到る處、又常に、又他事を願す、かの利益と、おのれの満足とを求むる者を、惡と稱せんとす。

第一の善者は、その同輩に對する愛を擴めて、他人の爲に、その財産、及びその生命をさへ、犠牲に供するに至るを得べし。然れども、かゝる時は、唯、善と言ふべきに非ず、甚善に、仁恕にして、最上等なりと言ふべし。

第二の惡者は、その我慾を擴めて、他人の財産、及

第二は眞惡にして、善き前例、善き教育に關せず、又、その幸を與ふべく、且、その性質を和げ、怨惡、嫉妬の感覺を防ぐべき場合に關せず。常に惡に止まり、その同輩に害ある者あり。

斯の如き場合は、共に例外なり而て、思ふに、かの問題は、人類一般の爲なるべし。且、余は、善人と惡人との何たるを知ることをの爲にと、長くは記せざるべし。唯善人の中にも、惡人の中に於ける如く、多くの階級あるなり。

たとひ、余輩は、徳を善と稱し、不徳を惡と稱するも、この二語を制限的に解すべからざるは、固よりなり。如何となれば、誰とて、總ての徳を具有せざることを、亦、總ての不徳を具有せざるが如くなればなり。

余輩は、亦、この問題によりて、かの、人類を善なりと認めしむべき徳と、惡なりと定めしむべき不徳とを、明に驗定することは能はざるなり。

若し、強てこれを爲さんすれば、稍、臆斷となるべし。見よ、余輩の中には、一は、就中、或る徳、(必、おのれの具有せるか、或は、具有せりと思ふもの)を望み。一は、就中、或る不徳、(おのれの具有

び、他人の生命を、その大望、利益、情慾の爲に供するに至るを得べし。これ、甚惡にして、人類中の尤惡なる者なり。

こゝに達しては、二ながら例外に歸す。即問題の外に在る者なり。

然らば、余輩の關する善と惡との語意を、人の最多數に限るも、問題はなほ厄介無きに非ず。なほ十分に確定せられたるにも非ざるなり。

(若、人は、善或は惡なりとすれば、)かの、時として自然の状態と名づけらるゝ者、即地球上に知られたる人民の大半が、已に達したる多少進歩せる開化の状態に於て、人の何たるかを搜索すべきか。

然れども、この自然の状態と名づけられたる者の何たるかを、今、精確に定むる事は、易からざるなり。フランスに於て、ルソーの如く、或哲學者は、この自然の状態につき、多く説論せり。然れども、かれ等は、恐らくは曾て存在せざりし如く、徒に、み

つから想像せしなり。思ふに、人類社會の創造の前に於て、人々、なほ家族の群集にて生活せし時には、有形上生活の總ての困難に接し。万物の危累に圍まれ、寒熱飢餓、或は猛獸或はその隣人の襲撃に遇ひ

しに方り。これを導くに、唯、みづから、おのれを保存せんと欲する感情ありしのみにて。この際には、今日の開化せる人よりは、却て、かの野獸に近かりしなるべし。稍、これを信せしむるに足るものは、今なほ中央アフリカ、及び、南アメリカに生活せる野蠻人の、暴行を爲し、屢、野獸の猛悍を見る事これなり。

されば、余は、人類の全く例外なることの位置を、自然の状態と呼ぶことを好まず。而て、人の、已に種族、即、家族の集合を爲し、總て、或は、最多數に因て、多少認められたる首長を有せるものを以て、むしろ、自然の状態と言はんとするなり。この首長は、常に老人、或は民人なり。而て種族の人々は、常に多少相識るが故に、相交る徳は、おのづから發

達し、相交るを好まざる不徳は、漸、稀なるか、或は外に發すること減するに至りけん。輿論の勢力は、尤廣き社會に於けるより、却て、最強かりけん。他人の尊敬を求むること、及びその卑辱を恐るゝ事は、かの、各人が餘り他を顧ざる群集中に失せ隠るゝが大なる社會に於てよりは、最顯然たる結果を生じけん。余輩は、この位置に似たる例を、小邨僻邑に於て、遭遇するなり。こゝにては、人々相識り互に相注意し、その隣人を裁判し、又これに裁判せらるゝものかり。

(未完)

食物其他分析表

本表は農商務農事試験場に於て實地調製したるものにして監獄有用のものど考へらる依て參考に供す

品名	畑地土壤	人糞	人尿	藁灰	火燒石灰	骨粉	米糠	玄米	小麥	大豆	甘藷
成分	土壤	壹升	壹升	壹升	壹升	壹升	壹升	壹升	五合	五合	百匁
水分	三百匁	五百匁	四百三匁	五十匁	五十匁	五十匁	百五十匁	百五十匁	百匁	百匁	百匁
及其他	四、六〇〇	四四、九〇〇	四六、八三五	一、二四五	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、九五	五、四六〇	二七、三六	一七、〇〇	七五、九〇
粗脂肪	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
粗蛋白質	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

粗纖維	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
灰分	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
窒素	〇、八二五	五、一八五	二、〇七二	〇、二六六	一、〇四五	七、五〇	二、一六〇	五、六七	三、三六	〇	〇、〇九
加里	〇、四〇九	一、八〇〇	〇、二六六	〇、二六六	一、三三二	〇、一五	二、一〇	一、〇八	〇	〇	〇、〇五
石灰	〇、三三二	一、六九五	一、三三二	〇、二四五	〇、一五	〇、一五	〇、一五	〇、一五	〇	〇	〇、〇五
石土	二、八〇九	〇、二五〇	〇、〇一五	〇、〇一五	一、三二〇	一、五六五	〇、三三	〇、一四	〇	〇	〇、一
苦土	三、〇九〇	〇、八五〇	〇、〇〇七	〇、〇〇七	〇、九二〇	〇、五	一、九	〇、六八	〇	〇	〇、〇八
酸化鈹	二、七五〇	〇、三九〇	〇、〇〇七	〇、〇〇七	〇、四二〇	〇	〇	〇、〇六	〇	〇	〇
硫酸	〇、六三八	〇、二四五	〇、〇三二	〇、〇三二	〇、〇九五	八、〇〇	〇、五	〇、一五	〇	〇	〇、〇五
曹達	〇、三三〇	一、六二五	〇、二六九	〇、二六九	〇、四五〇	〇、五	〇、一五	〇、一五	〇	〇	〇、〇三
硅酸	五、四一八	〇、六三〇	〇、六三〇	〇、六三〇	一、四五〇	〇	八、二三五	〇、三二四	〇	〇	〇、〇六
鹽素	〇	一、八五〇	〇	〇	〇、五六五	〇	〇	〇、〇四一	〇	〇	〇
炭素	〇	〇	〇	〇	二、九〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
礬土	三、九四二	〇、二五〇	〇	〇	〇、二六五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
砂	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
食鹽	〇	三、〇五〇	〇	〇	六、二六九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
化學水	四、八五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

在米留岡君に謹謝す

印南生

不幸にして未だ君の醫咳に接せずと雖も端なく作業

論に關し一個の道友を得、爾來早や既に舊知己の如く私信を投せられ頗る予輩を啓發すること多し、其親誼の情まことに感謝するの辞なきなり

予、曩きに山陰山陽北陸地方を巡遊するや、其間一書を寄せて謂ふ

小生は去る四月一日紐育府を出發、今に監獄順禮を致し凡そ今日まで五十有餘の監獄を視察致し漸く一週日前當エルムマイラ監獄に來着致候

云々と其當時一書を寄せんと欲したるも旅中匆忙、意を果たさず其儘荏苒時日を経過するの已むを得ざるに際會す、歸來一週日を経るや否や又北海行の公命に遭ふ、終に君に一書を寄する能はざりしは今日に至る迄頗る遺憾とする所なり

然るに旅中今また「ペーパーズ、イン、ベノロデー」(刑罰論集)なる一書を惠投せらる、友誼を欠きたるの予、其厚誼に對し視差の情なき能はず、たゞ夫れその宏量からむことを祈るのみ、歸來尙未だ公私の事務紛然雜然身に蝟集し來り精讀の開かんと雖も常に座右に供し、蟲聲唧々たるの夕、徐ろに此好適の書を繕くの日あるべきを今より豫想し心竊かに喜びに堪へざる所とす

氏今やマナツチュセツト州感化院に在りて専ら該制度取調に精勵せりと云ふ、希くは切に身を愛し風土の爲めに侵さるゝかからむを(歸京の後三日、九月

窓を出て温容以て重なる出迎の人々に挨拶あり直に炭坑社宅に至り少憩の上本監に駕を任せられ親しく監房工場を隈なく巡視し當時の狀況及囚情の否やを下問せらる依て菅井典獄當時の狀況及其狀況の慘憺たりしにも拘らず囚情は至て靜肅なりし旨縷々答申したれば侍従は頗る満足ありし如く見受けたり殊に炊所巡覽の折尊き侍従の身を以て粗惡無味ある囚徒の飲食物を試嘗し彼等の健康に目を注がれたる時の如き萬籟闐として聲なく只管聖恩の優渥なると侍従の懇篤なるに感泣せざる者なかりき斯くて侍従には本監を發し炭坑紡績等の實況を視察し陸路柳川地方へ向はれたれば菅井典獄は見送りとして従ひたり吾曹司獄の職を辱らしむるもの粉骨碎身以て當日の光榮に答ふる處なくして可ならんや況して鐵窓に呻吟して感は深く情は切に煩悶惱身を恨み世を敢果み居る彼れ囚徒にして斯の如き仁慈の惠に浴しつゝあるを知らば其感慨果して如何ぞや必ず地に絶叫して天恩の辱なきを拜謝し時に熱涙を灑て一層の謹慎と勉勵とを以て其本分を守るに至るや又知る可きのみ茲に恭しく其顛末を記して我同胞に告ぐ

十四日夜記す)

雜報

侍従風害視察に就て

(筑南翠花生投)

嗚呼本年七月廿四日は如何なる日を風伯一たび怒て家屋を破壊し人畜を死傷したるもの其數を知らず爲めに其居を失ふて路頭に彷徨するもの其父母を失ひ或は愛兒を失ふて悲哀の淵に沈淪せるもの擧て數ふ可らず是に於てか此報畏くも天關に達し我 叡聖仁慈なる天皇陛下は震襟を惱ませられ特に東園侍従を派して各地災害の實況を視察せしめられ玉ふ臣子たるもの誰れか感泣せざらんや
勅旨を奉して風害視察の途に就られたる東園侍従は八月廿一日福岡に着し翌廿二日當地方巡視せらるるの報に接するや當地の停車場に迎ふもの老若堵の如し本監よりは菅井典獄始め重なる吏員出迎ひ侍従の着車を待つ、待つこと少時にして侍従の乗車は轆轤の聲と共に着しぬ是に於て侍従は其一行を伴ひ車

警保局長の歸京

陰晴豫測し難き政海の天候此際警保の重責を荷ふ警保局長の位置豈帝都を去るを許さんや而かも閱月長途北地に轅を入れんこと緊急重事を醸し必然同局長を煩げすものなきを得んや曰くあり

集治監官制改正に際し弊
政革新の調査及北門警察
制度の視察 是なり豈普通一編の巡視と見て可ならんや八月九日を以て數名の屬僚を隨へ同地に出發せられたる小野田同局長は集治監本分監、地方監獄並に同道樞要の警察本分署等を普ねく巡視し而かも普通官人の多くは航路に據る(空知、網走間)險道六十餘里を跋涉し具さに同道の習俗、地理等をも併せて觀察し此重任を了し本月十日無事歸京せられ爾來局務を料理し傍ら復命書起草中なり尙今回同氏が齋來せられたる同道監獄に對する意見は他日讀者に頒つ時機あるべし因に隨行として亦集治監事務引繼として出張の坪井、印南兩課員は局長と前後歸京ありたり

●司獄官の養成は最も急務なり

司獄官は獄治上 首腦にして其人を得ると否と最も獄治上の消長盈虚に關連し獄制の改良進歩を圖らんと欲せば先づ司獄官其人を得ざるへからず已に看守の教習訓練方は内務省より其標準を示達し以て各府縣をして依據遵行せしむることとなり大に看守の体面氣風を改良することとなり是れ獄事の一進歩と見て可からん然れども此は是れ下班吏員を養成するに止まりて全体の司獄官を養成教練せしむべき方法にあらざるを以て看守の上班たる看守長は更に教練を受くることかく判任官とかり得べき資格を有するか爲めに直に看守長とあるに止り甚だしきは獄事の何たるを解せたる其責任のある所だに明かにせざる向もかしとせず此の如くんば看守の教習訓練の行届くへき筈なく看守教習法も只儀式的塞責の施爲たるに過ぎざるべく如何に獄制の改良進歩を圖らんと欲するも得て其目的を達することを得ん難きには獨逸國より獄務顧問を備聘せられて監獄官練習所を東京に開設せられ一回は典獄一回は書記看守長の練習を爲さしめ引續き開所せられんとするに際し不幸にも顧問は不起の鬼とかりて復た再び練習を行ふと能

はず終に練習所を閉鎖するの止むを得ざるに至れり是れ折角發達せんとせし我か獄事改良の萌芽を萎靡せしめ僅かに種子を未枯未凋に存せしのみ二回の練習即ち是れなり此種子丈けは存在するを以て此種子を發育せしめると共に尙ほ他に良種を養成するの方法手段を施設するは獄制の改良上最も急務なりと信す若し又舊時の練習所如き者を再設すること困難なりとせば先以て上等司獄官の採用方に注意し看守長看守の内に就き將來有望且職務司誠實熱心實務に練熟せしものより擧ぐることを努め監獄書記は雇員中に就き事務に熱達と誠實なる有爲者より拔擢し決して他より採用せざる方針を取らざるへうらず司獄官の登用は最も緊急急諸に附し難きものあり當局者夫れ大に猛省する所あれ

●欠勤防制策を講ずるも亦止むを得ざる乎

荷も職を官衙其他に奉するものは官民何れを問はず總て其職務に誠實熱心なるを要すは勿論にして更に嗽々するを要せされども就中看守巡查の如き劇職且定員ありて配置場所の定まらざるに在ては取り別け其職務に忠實熱心ならざるよりは焉ぞ能く其職をけと爲すより他に策なきを覺ゆ定員のある看守にして配置場所の定まりある職務にして欠勤者多數を出せば戒護上に忽ち差支を生し機關の運轉を止めざるを得ざるに至る之を事實に徴するに押して勤務せば勤め得らるゝ位の病氣にても休まぬが損と云ふか好き場合なしとせざる由此改正は勉強家に不利益かくして不勉強家に不利益を蒙らしむる方法あれば却て奨勵の一助ともなるべし今日の場合止むかなく日給制に改めらるゝの利益多きを認む但之れと同時に月額十二圓即ち日給四十錢までを與へ得ることに改正せられんことを望む敢て其筋の英斷を待つ

●司獄官の分掌例 (運命如何)

は其筋に於て調査を遂げられ已に脱稿せしやに漏聞きたりしも其後打絶へ發表の模様かし何れ調査の上には調査を加へ欠漏不備なからしめんとするの御主旨あるへければ時日を要するあるへしと雖も監獄書記以下の分掌を明かにし諸帖簿の製式記帳方を一定するは獄務の改良上最大急務なるべければ一日も速かに發表あらんことを望む已に現行看守以下の分掌例中押丁の職務は押丁全廢の府縣にては如何かし居らるゝや或分部は看守に或分部は囚人に扱はしめら

全ふすることを得ん給助例の設あるも必竟忠實熱心ならしめ其劇職に報ゆる奨勵法と見て可ならん近時看守採用試験規則を一定せられ其採用方を慎重せられ且獄治は要職にして前途多望の事業あるを世人の認知せしに由る歟職を看守に奉する者は其進退を慎み復た従前の如き輕舉出入を爲す者少きに至れり是れ我が獄則の改良進歩を圖る上には最も賈すべき現象なりとす然れども中には未だ舊習を脱せざるに由る歟拜命後幾日も経過せざるに早や辭職を申出るものかしとせず甚だしきに至ては少しにても不工合の處あれば病氣を申立て欠勤し出來得る丈け休息せんとする人あるやに傳聞す萬一にも事實なりとせば甚だ德義に背き職務を輕んずる所業にして相當の處分を施さるべきは當然なるべきも制裁は濫りに加ふべきものからず只本人の德義を責め以て自ら省み自ら勵む決心を鞏固からしむるの策を取らざるへからず去迎是は德義を有する人に向て始めて効用を爲すも其他の人には痛痒更に感せしむべきものならず欠勤せば自然と痛痒を感せしむべき方法を設け置くにあらずれば到底詮なかるへし就ては今日の月給制を改め以て日給制と爲し自然と制裁を蒙らしむるの仕掛

るゝあるへし斯くては看守の分掌例に違變を生ずる次第あれば現行の分掌例中に在ても改正増補を要する點多かるへし何れにするも分掌例の改正は最も急務に屬す旁以て此際速かに監獄書記以下の分掌例を裁定發布あらんこと必要なり

●飲料水に注意すへし

飲料水は人生一日も欠くへからざる必需品にして之が良否は直接に人身に影響す悪疫の蔓延實に其導火線たり監獄に於ては近時衛生論の盛なるよりして萬事に注意し監獄衛生の實を擧ぐるとを勤められ大に面目を一新せしも未だ以て欠點ありとせざるへし何とあれば在監人の飲料水は一年も一年有餘も試験せしことなき井水を使用し水質の如何をも査定せずして在監人の飲用に供する向かしとせざればかり監獄衛生に注意せんとせば先づ飲料水の良否に着目し若し不適當のものあれば之を排斥し出來得へくんば蒸溜機械を備へ付け蒸溜水を以て飲用に供することとし、若し又多量の蒸溜水をを得ること能はざれば責めては病者の飲料水になりとも蒸溜水を用ふることとせば病勢を減輕し死亡者を減少し得るに至るへし蒸溜機械を備へ付けければ多額の費用を要するか如く思

はるれどもさまでの費用を要せず病者増加し之が藥劑を要する上より差引勘定せば相償ふを得べく又病氣の爲めに休役せしめて工錢の收入を減ずると滋養品を給する爲めに餘計の費用を増加する點より計較せば寧ろ利益とあり得へし此處當局者の考查を要するところなるへし方法手段は何れにするも兎に角飲料水には第一に注意を怠るへからず敢て勸告すること附り

●在監人の檢屍は輕忽に附す

へからず

在監人の死亡したるとき檢視方に就ては監獄則第三十七條に規定ありて鄭重に扱ふべき旨趣なるは條文に典獄監守長醫師の立會を以て之を檢視しとあるに依りて見るも明かあるにも拘はらず往々之を輕視し典獄の檢視せざるのみならず看守長も之に立會はず甚たしきに至ては看守部長と監獄醫とにて檢視を了する向も之れあるやに傳聞すまざるか事實とは思はれざれども用務の都合にては或は一時の便宜に出ることなきを免れざるへし一時の便宜止むを得ざるに出るの機變は怒すべき點なきにしもあらざれども之を常時の處理として放棄するが如きは甚た然るへから

す第一監獄則の規定に背き又死は人間の終末にして罪惡も爲めに消滅し論理上最も鄭重の扱を要すべきものたるは更に贅言を俟たざる處然るを條文論理に背反せるの扱を爲すは違法怠慢の責を免れざるかり併しから條文の解釋如何に依りて此誤謬を來すにあらざる歟條文に典獄看守長醫師の立會とありて典獄は看守長醫師の立會を以てとなきよりして疑を生し典獄も看守長も醫師も同資格にて檢視すべきものと心得へ典獄の檢視せざる場合は事故ありて立會せざるに止まり看守長醫師にて之を檢視すれば足れりとして別に典獄の代理にして看守長の檢視を要せずとの解釋を有する向なきを保せず條文聊か疑あるに似たれども此解釋の如くせば主として檢視すべきものは誰れある其主なきに至り立會の文字は其意味作用を變するに至る抑も立會と檢視とは各其意味作用を異にするは字義上より云ふも明かにして立會を以て檢視と同一視せば區別なきに至る文字並に事實の上より云ふも檢視には必ず其主かかるべからず其主は即ち典獄にして典獄と看守長醫師が同一責任を有すべき理由なし仮令へ典獄はあしとするもはの字あると更に異なることなし故に典獄に差支あれば第二

課長又は主席監獄書記の内典獄の代理にて看守長醫師の立會を以て檢視すべきは當然にし之れに反せば檢視の効力なきものなり然るを看守長又看守部長を醫師との二人にて檢視を爲し事を了せるものとすは其手續を誤りたるものと云はざるべからず萬一にも此の如き誤解より簡易違法に失することありては妥當ならざれば檢視の場合には典獄努めて之を行ひ成るべく鄭重を旨とすべきは勿論止むを得ざる場合には必ず代理者を撰定施行せしむへし誤解なきを信すれども聊か婆心を添ゆること附り

●在監人の脚氣病に就て

脚氣病の治療に就ては已に定論ありて如何程の大家と雖も轉地せしむるの外治療法なき事は我々如き無攝養生と雖も業已に知る所かり然るに在監人にして此病に罹り醫師に於て轉地するにあらざれば施すへき療法なしと認めたるに於ては監獄は如何處分して可然乎是迄監獄に就て轉地療養せしめたるものあるを聞かず又轉地せしむべき方法あらざればかり尤も被告人に於て如此病氣に罹り而して其被告若し貴付保釋をかし得べきものに於ては勿論監獄は其方法を取らるべきも是等の取扱爲し難きも其他囚人

に於る處分に就き救済の方法を講せんとす有識の諸君教示を乞ひかかれ
 (千葉機眼主人投)

●囚人の作業時間に就て

囚人の作業は道義刑罰經濟の三點より觀察するを要する事は殆んど異論なき事と信す而して普通民間の働作時間と比較する時は其少き事實に十分の六七に當る而已而して是か年中の働き時間を見るに夏期にして身体の最も疲勞多き時に於て最も働き時間の長く冬期の最も働くべき時に於て最も短し之を民間の働き時間と比するに其長短相添はざるを認む之を以て道義刑罰經濟の三要素より割出したるものと認む能はず果して然らば道義にも合はず又刑罰則ち懲戒及び經濟にも合はざるものと論するより外なきものとす卓識の諸君以て如何とす (同上)

●便器ノ臭氣防止法

夏季に際し監獄衛生上最も注意を要す可きは各監房の便器にして動もすれば一種言ふ可らざる臭氣を發し之れか原因となりて諸種の疫病を發生するの虞あり殊に本年の如き各地に惡疫流行の際には最も此便器に注意せざる可からず然れ共本監の如き各監房便器は其數百五十餘個ありて今之れに石灰水を撒布せん

◎愛嬌 を巴里に賣り、我監獄の相場を高めたる岳洋君の勞、多謝

◎毛唐人 とは岳洋君か毆米人を指す名稱、君か毆米を崇拜せざる氣概や善矣、然れ共、此行毛唐人より得る所幾干

◎北海の怪獸 を捕へんとは此行の目的なりしと傳ふ、爾來其消息を耳にせず、果して僻者の形跡なきは斯道の慶事

◎同情相憐 北海道○○○の運命如何抑天帝は公明なり、漫りに汝を害せんや、此際奮起一番して可かり、敢て慰す

◎流行 長官の交迭に際し、其功德を頌せんとし、送別會を張り、寫真を撮り、演舌を遣ひ、感謝狀を呈し、頌徳文を贈る流行は、大に其調子を高め、其價實に數百金に上る贈物を以てす、吁亦流行ある哉

●鹿兒島縣典獄協議會議事録(承前)

第卅二巡査看守結婚の際には上官の認可を受けるものとす規程を設けたる所あり其利害得失如何
 決結婚の上届出る事
 第卅三年聯合縣内に於て聯合開設の事宮崎縣に於て議決したり付ては其會同場所及期日は如何

か毎日一個の便器に石灰大凡三合平均を要し合計四斗五升にして此代價は拾五錢八厘とあり之を月計にすれば四圓七十四錢あり而して監獄衛生の事又た便器の清潔のみを以て足れりとせざれば夏季數月の間此費額を便器に使用するは容易の事にあらず依て此臭氣防止の方法に就き講究中ありしが過般試に本監座工に於ける蘭蔴の切端し及莞柄工に於ける莞層等全く廢物にして他に利用の途なきものを纏め置き之を寸断して便器に散布せしに臭氣防止には著しく其効を奏したり依て今後は之を實行する事に決せり
 (三池集治監報)

●幻夢

道樂生

◎中國の鹿 は何人の手にか落ん、容易に余輩の觀測を許さず、若一言其の希望を述べん歟、せめて斯道有縁の人たれ、無縁の人たるかかれ
 ◎其候補者 の一人には實務の經驗と、才幹を以て勢力ある〇〇君あり、君行け、君出てよ、出でよ其敏腕を振へ、余輩同情を表せん、蓋し有縁の人たればかり
 ◎險道六十里 何を勞どするに足らん、乞ふ其人を見よ、毆米を小股に懸けし健骨からずや

決本年は依會する事

第卅四第一審に於て徒刑の宣告を受け控訴の末第二審に於て第一審を取消し更に徒刑の判決を爲したり此場合に於て控訴中の食費は既に甲縣より乙縣に向け支拂濟なるにも不拘徒刑の裁判確定たる以上は國庫支辨に屬すべき者に付乙縣は一旦收入せし費用を甲縣に返戻し更に國庫に向け請求する事となれり此手續は年度決算後更に收支の訂正を爲す等頗る繁雜に渉るを以て寧ろ此場合は乙縣より判決の模様を甲縣に通知し甲縣に於ては直に國庫支辨を請求するものとせば双方復雜の手續を省き取扱上簡便ならんと思量す各縣の意見如何

決長崎縣より主務省へ轉換する事

第卅五在監入領置物品他へ轉換したるべき其領收證は物品會計官吏の名を以てすべきものと解釋するものあり左すれば各縣に於ては本廳一人の物品會計官吏あるのみにて監獄署へ其取扱主任に於て之を取扱ふものなれば其取扱主任の名を以てするも規程に觸るべき點はなきものと思考す如何

決從前之通

第卅六裁判所留置場に於て辯護士の接見は許可せざる事

決原案之通

第七號案 宮崎縣提出
 第一密室監禁者には監獄則施行細則第六十八條全第七十條に據り運動並に入浴をなさしめ居るや一定する事
 決運動及入浴はなさしめざる事

第二再入者(換刑等)に係る名籍原簿は前入監當時のものを用ふるや又は更に記帳(別冊)を用ゆるや一定する事

決更に記載する事
 第三名籍原簿項目中(被告事件)欄の記載方は(共犯)と記載するの例なりしか此共犯人員は入監せしものみの數を記入するや又は(總不效捕)も犯罪當時の現共犯者の人員を記入するや一定する事
 拘はらす
 決入監せし者の數を記する事
 第四囚人監房の席次は獨り行狀に據て定め來りしも之を長幼の序と行狀の正否に依て定むることに改むる事
 決従前之通

第五囚人を釋放するに際し其當日典獄より訓誡を施すことすれば幾分の時間を要し(監獄のあるものは警察署に於て)爲めに數里の處に歸郷するもの等は實際多少の迷惑なきにしもあらざるもの、如し依て典獄の訓誡は前日に之をなす様一定する事
 決各縣調査
 第六工業科程並に料定工錢を九州各縣概定することに致し度し
 決従前之通

第七假出獄者出獄の際には給與工錢並に所持金とも自由に携帯せしめ相當歸郷旅費のみを本人に渡し餘は原籍町村長に相當保管方を囑托する事
 決原案之通
 第八九州各縣の監獄統計表を已に一定のものとなしたるに就ては其原料となるべき日表月表をも一定する事
 決前之通

第九主刑の執行を丁本人放免に際しては直に其放免を原籍役場に通知するは當然あるが一罪滿期となり別罪發覺して引續身柄拘置監と拘禁審理の後有罪執行の場合には(概以前刑通)右放免通知へ

第五審定監禁日數計算方は刑事訴訟法第十五號の明文に依り言渡し日より執行するも其起算は翌日より最終の日休日に當るときは期間に算入せず又斯滿りたるときは檢事通知せずと雖も典獄之を解くや否一定する事
 決佐賀縣より主務省へ稟請する事
 第六監視地取調に際し原籍住家ありと雖も戸主ふる父兄等にして承諾せざることもあるも放免する事
 決原案之通

第七携帶乳兒に飲食物の差入は之を許すことに一定する事
 決原案之通
 第八監獄署の分課規程は左の標準に依り設置すへき旨各地方へ訓示せられんことを主務省へ稟請する事
 第一課
 庶務 會計 教育 教誨 醫務 衛生 所持金 品の保管修繕 用度作業 購入 販賣及び第二課の主宰し屬せざる事項
 第二課
 監獄の戒護書信接見刑期計算其他在監人の身上に關する一切の事項
 決佐賀縣より主務省へ稟請する事

第九號案

第一在監人衣服費の計算を一定する事
 決前々年度の實費額に依り計算する事
 第二宮崎縣に關する會議に於て決せし犯數計算法中入監の數とある下へ附加罰金換利を除くの割註を付する事
 決原案之通

鹿兒島縣提出

各別に之を爲すや一定する事
 決各別に通知せざる事
 第十四人實表授與及假出獄申渡し式場は已に廢止せられたるを以て總囚を式場を集めざるは勿論なれども調所等より於て單に本人のみを呼出し執行するよりも従前の例に倣ひ(少しく規)同工場の者(又は同房者を限り)を集め執行する方有益なるが如し各縣の意見如何
 決従前之通

第八號案

佐賀縣提出

第一女監取締設置程度左の如く改正あらん事を主務省へ上申する事
 一在監人婦女二十人以下 女監取締二人
 二全 三十人以下 全 三人
 三以上在監婦女二十五人を増す毎に女監取締一人を増加す
 決拘禁婦女二十五人以下は二人を置きとあるを三人に改正あらんことを主務省へ稟請する事
 第二刑事被告人に差入るべき臥具は毛布の外許可せざる様一定する事
 決獄務簡則の通

第三工業の如何に拘はらず板張工場に於ては敷物を與へざる様一定する事
 決原案之通
 第四一日の内甲乙の作業を轉せしものも食糧は其作業の種類に依り給與することに一定する事
 決役業相當の食糧を給する事

第三警察署置場の備品を一定する事
 決各縣調査

第四一罪前に發し已に典獄の判決を経るも未だ言渡をなさざる中他に餘罪を犯す場合は俱發例を用ふるや一定する事
 決俱發例を用ふる事
 第五逃走者を遺留貨物は本人の請求あると否とに拘はらず拘禁監獄へ送致すべきや一定する事
 決送致する事

第六女監取締に捕縛呼子笛手帳を渡すことに一定する事
 決原案之通
 第七携帶乳兒三歳以上に及ぶも親屬赤貧等して引渡し難き事情ある者は市町村役場より引取るまで在監せしむるを得べきや一定する事
 決主務省へ稟請する事

第八刑事被告人に差入るる毛布は臥具として足る丈のものにあらざれば許可することに一定する事
 決原案之通
 第九刑事被告人は頭質年齢を依るの外仍に犯數に依り可成區別拘禁する事
 決原案之通
 第十領置貨物表の主任官印とあるは官印なるや認印なるや一定する事
 決官印を捺する事

第十一名籍原簿の容貌とば風形なるや面貌なるや一定する事
 決面貌を記する事

第十二身分帳の送付官署は刑の執行を指揮したる官署を記入すへきや一定する事
 決送付せし監獄名を記する事
 第十三廿五年五月大分縣に開きたる會議に於て決定せし四人食糧表へ別表の通過加する事

別)	七	合	六	合
(表	小	介	晒	石
			貝	工
				合

決案之通
 第十四看守奉職中の過失看守長となりし後發覺したるときは其罰則及追徴法は判例任官の方に依るや一定する事
 決現任の方に依る事

第十五菜に食糧に應じ多少の階級なきや一定する事
 決各縣適宜

第十六有賞表者を處罰するときは必ず賞表一個又は數個を選擇するに及ばざるや一定する事
 決原案之通

第十七午飯休憩の際に讀書を許すや一定する事
 決讀書を許すことに一定す事

(看守懲罰内則は除く) (完)

●第二回東北地方典獄協議會 議事略記 (承前)

(理由)

看守長以下押丁に至るまで相當の服制を定めら

一旦假出獄の恩典に浴したるものなるも尙ほ其情狀に依り特赦を申請するは法律の認むる所なりと雖ども而も之れを申請するに當り其情狀の勘査を爲すの手續なきを以て實際上甚々不便を感ずるのみならず爲めに特赦を得へき情狀あるものをして竟に恩赦の大恵に浴する能はざらしむるの憾なしとせず殊に集治監の如き無期刑の囚徒を拘禁する所に在りては一層其不便を感ずるは本案の如く相當の手續を制定せられんとを希望する所以なり

(評者曰く本項は理由甚だ詳悉せるか如く集治監の如き長期刑囚を拘禁する所に在りては法律に與へたる特赦の恩典を假出獄者にのみ偏廢せらるゝの理由あるべき筈なれば當然此惠恩に浴するの餘地あるは相違あらざるべしと雖も唯特赦を上請する情狀を勘査するの手續なきは殆んど法の缺備とでも云ふべきか若し果して缺點なりとせば是又相當手續の制定あらざればしき事にこそ)

第九 看守教習生は定員外に設置するを得る様其

(福島縣提出)

れ特に看守以下に在ては之を支給する方法を定められたるは一は監獄官吏たるの威嚴を保持するの必要あると一には薄給のものをして強制的の服裝をなさしむるは事實爲し得へからざるものと認められたるに因らすんはあらず而して女監取締の職務たる看守と略は同一のものに屬し其威嚴を保つ上に於ては遙かに押丁の上に位するの實ありと謂はざるを得ず然るに未だ一定の服制なきは看守押丁に比し管に權衡を失するのみならず職務上威嚴を失するの虞あるものと認むるを以て本案の如く一定の服制を定め並に之を支給すへき様訓達せられんとを希望する所以なり

(評者曰く本項に就ては評者か平生の持論として將た相對的相當の理由存するものとして一日も早く本項に關する訓達あらんことを希望の至に邁へざるなり)

(北海道集治監提出)

第八 假出獄の者にして特赦の情狀ある者の申請に關する手續を制定せられんとを望む

(理由)

筋へ申上する事但本務看守百名に付五名の割合とす

(理由)

應府縣看守は其人員多くして而かも劇職なるか故交迭頻繁なるに新に採用する者は二ヶ月間の教習を爲さるへからず然るに一方には本務の者缺員あるに依り配置上差支あるを以て已むを得ず直に實務に磨らしめざるを得ず故に獄務の要領其他法律規則等の如きも其大要をも通曉せしむるに由なく教習規則設置の目的を達する能はざるは勿論常に相當の配置を缺き自然助令の旨趣も貫徹せざるやの感あり仍て教習生は前顯の如く看守の定員外に設置し若し其教習生の卒業に際し缺員なき場合は一時休職を命し置き必要に應じ直に補充するを得ば管に完全の教習を爲し得らるへきのみならず檢束も適切に行はれ従て監獄改良上便益を與ふると少小にあらざるへしと信ず是れ本案の如く希望する所以なり

(評者曰く本建議は少しく謂れなき者、如し予輩か豫て其筋の方針を聞くに看守教習生は巡查教習生と異なり二ヶ月間の教習中は教習の外實務

に就かしむる能はざる性質のものにあらず教習の傍ら先任看守の指導を受け實務に練熟せしむる者なりと果して然りとせば定員外に之を設置するとは其理由に乏きか如し最も教習科程卒業後缺員なきときは一時休職を命し置き云々と云ふと雖も是れ又穩當なりと云ふを得ず何と云は看守を志願する者にして僅々二ヶ月間の教習中薄給を受け卒業後尙採用せられず無聊休職に安んずるか如き餘裕あるものあらんや又一面監署は缺員の有無確定せざる時に當り志願者を募集するか如きこと能く之を爲し得んや是れ殆んど難問たるか如し要するに予輩は本問に同意を表する能はざるなり

第十 看守教習規則標準第四條に教習期限は二月とあるも既に他監に於て一旦教習科程を了したるものは採用の上直に本務に服せしむることを得る様致したき事

(理由)

一旦他所に於て教習を受け且つ若干時間實務に服したるものを採用するに當り再び之れを教習するか如きは徒に手数を重ねるに過ぎざるのみ

(評者曰く本項は又爾かく必要なるべきか予輩か從來の經檢に由れば科程等級を五等に別つの外尙其以下に等外なる一級を設け斟酌取捨せるか如し、去れば此六段階の範圍内に漏るゝか如きものは恐らく多々之れあらざるべし否な是れかきのみならず彼等の總てを包容して尙餘りあるべしと信せらる

第十二 昨年宮城縣に於て開設したる典獄協會議に於て在監人食量程度を定め之を警保局長に報告するに該食量表中「管内監獄間の押送囚に六合を給するは穩からず」との覆條に接せしも實際上差支あるに付「六合以下適宜給すること」にせんことを其筋に上申する事

(理由)

「八合以下適宜給すること」と修正の上可決押送囚に六合の食量を給するは穩からずとの警信局長の通牒は畢竟押送途中は作業に服せざるものあるか故之れに定役囚全様の食量を給するは穩當からずとの趣旨に出づるものあるへしと雖ども實際上困難の事情あるを如何せむ且斯る場合は食量規定の際立法者に於て恐くは思料せ

ならず卒業證書を授與したる旨趣にも相反し結局教習を輕視するか如き奇觀を呈すへし依て一旦教習を受けたるものは直に本務に服さしむるものとせば一には教習を重んじ充分に力を用ひしむることあり一には人員の配置を充實することを得て獄務上便益少からずと思料す

(評者曰く本項は別段其筋の認を要せず採用の上直ちに本務に服せしむることは決して支障かかべしと信す、予輩は又從來然かく彼是通用の効あるものと思惟せり若し實際果して然らざりしとせば當局者たる者以後決行せられて可あるべし果して如何となす

(警視廳提出)

第十一 作業科程の等級を増加せられんことを望む

(理由)

廿三年六月警保局長通牒の科程等級は僅に五等に過ぎざるを以て各人の技能に適應して充分に活動せしむるの餘地なく爲めに種々の不都合を生じ殆んど適當の措置を爲すに困したり仍て今一層等級を増加せられんことを希望す

さる所にして法文の不備と解釋し然るべきやと思考す

汽車、汽船の便ある地に於ては押送最も簡便にして敢て勞苦を感せしむることおしと雖ども山間僻地の地に在りては大に其趣を異にし彼等が勞苦は寧ろ所定の作業に優るものあり彼の北海道に於ける押送の如き峻坂を攀ち險路を辿るは普通の事に屬し場合によりては一の押送殆んど二十里の長途に涉ることあり其勞苦の度遙かに普通の役業に超越するは目下の實況かり況んや北海道の如きは概ね重難の作業を科するを以て従て多量の食糧を給す然るに押送途中遽かに其分量を減して突然四合とあすか如きは習慣を劇變するものにして衛生上の如何は措て論せざるも實際行歩に耐へざるの事情あり或は押送途中は其業役相當の食量を給する方穩當かりとの説もありと雖ども現に作業に服せざるものに對し同一の食量を給するは權衡を失するの嫌あり畢竟押送途中に於けるか如く場合に給すべき食量に就ては規定上法文の不備と解釋し適宜食量の高點を定め置き該範圍内に於て便宜増減斟酌す

る方却て適實の處置たるを信す

(評者曰く本項は宮城縣典獄協議會の決議に對し警保局長の覆牒は單に普通の場合を指定したるものに過ぎずして本理由第二項の場合の如きは異常變例に過ぎざるものなれば勿論本覆牒以外のもとのと看做して然るべしと信す去れば異常の場合に臨機の變例を以て之に應せざるべからざれば本項の上申は豫め之を規定するの必要なからんか

(宮城縣提出)

第十三 刑事被告人上訴を爲し拘留中刑期經過せし者の行狀調査期は本刑期を四分し其一分を終期とし確定の日より終期に至る迄の年月を五分して計算する様其筋へ照會する事

(理由)

四人の行狀を調査するは刑の執行に移りる後に非れば適當に之を視察するを得ざるは論を俟たず而して行狀調査期の起算點に付ては特別の規定なきを刑法第五十一條に依り刑期の起算點に伴はしめざるを得ず然るに本人上訴して正當なる場合並に檢事の上訴に係る場合は刑期の起算

は共に前判宣告日に遡及するを以て其上訴間拘留中の日子は刑期に算入せざるを得ず行狀の調査は刑の執行後に非れば適當に視察することを得ざるものとせば右等の場合に於ける未決拘留中の調査は到底適實のものに非ざるや明かあり是本案の如く改正せんことを希望する所以なり(評者曰く本項上訴中刑期の幾分を經過せしものに付ては前に遡はり調査するは頗る困難なるのみならず刑事被告人中と囚人は行狀視察上に於ても大差なき能はず旁々本議の如くするの外なからん

○第二 協議事項

(北海道廳監獄署提出)

第一 明治廿七年六月十五日内務省訓令第四四九號に依り逃走囚捕獲の報告は現に拘留せられたる監獄より之を爲し尙ほ其旨原監獄へ通知することにしては如何

原案の通可決

(栃木縣提出)

第二 食費の償否を査定するに免役日を控除するの當否 (以下次號)

る場合並に檢事の上訴に係る場合は刑期の起算— 當否

(以下省略)

●教海叢書第四十五輯目錄

明治廿八年九月分

教 誨 學ふへき教誨

玉不磨無光

在米 留岡 幸助
構戸 原 胤親

宗 教 吾らの罪如何にして赦さるゝや

傳 記 ビリングス氏小傳

樺戸 天福堂主人

伯爵山縣有朋君

東京 戸川 殘花

温故知新 水中に含める黄金 いと先生の墓

氏神と産土神

勸 話 問題と事業 二宮尊徳の母

岡山 渡邊 望岳

雞

犬

に、は、生

天の聲

福羽翁のいろは短句

先人進影録

北條早雲 武田信繁 上杉謙信 織田信長 小早川隆景

● 會 告

● 本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシマテ希望ス

○ 本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 壹部 前金五錢五厘(全上)

● 監獄雜誌
 ● 全署内五名以上購讀ノ向ハ
 ● 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
 ● 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レテ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

○ 雜 則

● 監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
 ● 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本ヲ代金申受ケ可シ
 ● 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
 ● 雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
 ● 通運便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵分ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一増割タルヘシ
 ● 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
 ● 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治廿八年九月三十日發行

發行人兼編輯人

磯村 貞

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會
 支會 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社